

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会報告書

別冊

(参考資料)

2024（令和6）年2月

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会

庁内検証委員会報告書・別冊 目次

1 関係法令ごとの参考資料

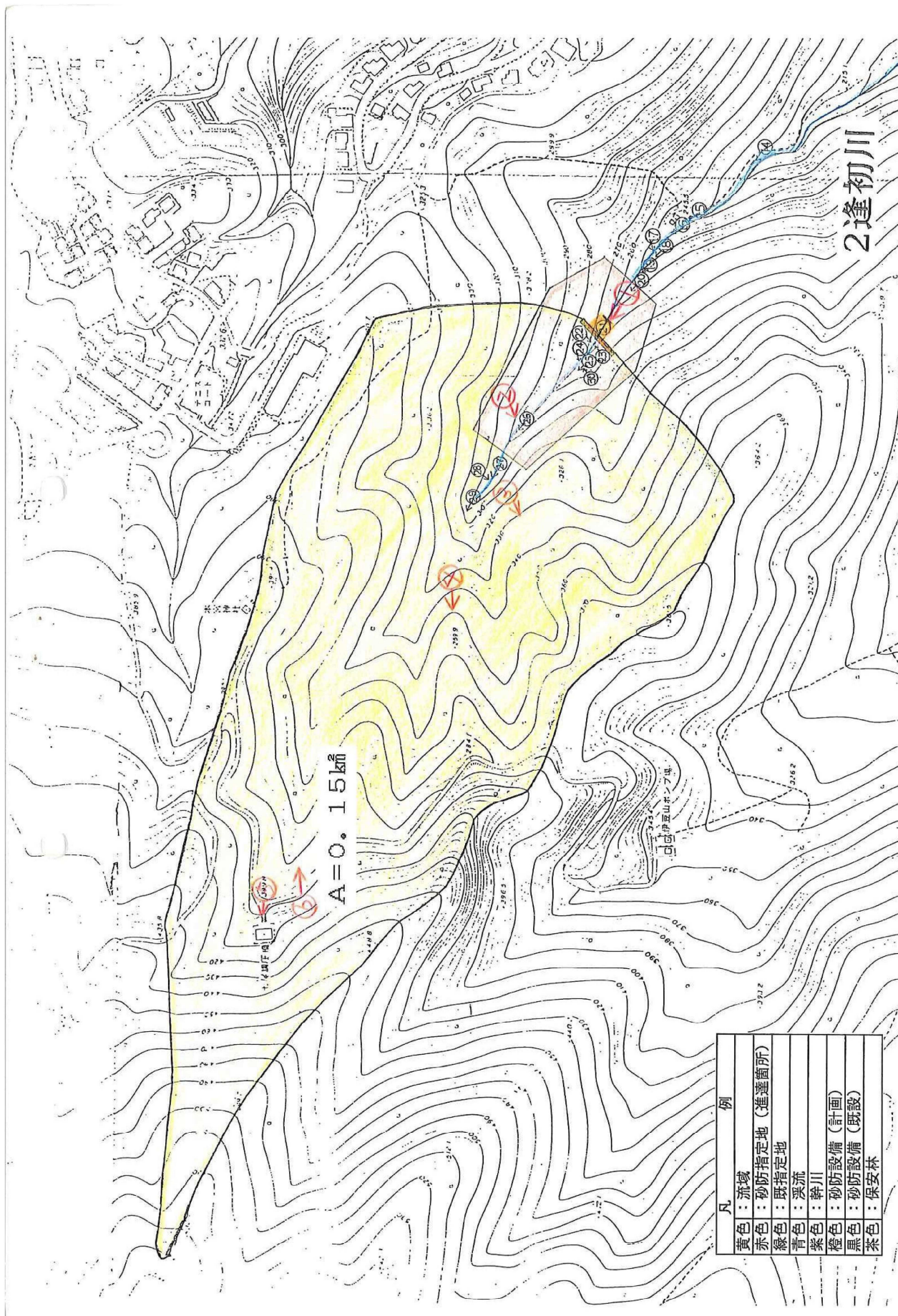
(1) 砂防法関係	1
○1998(H10)年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真(sab002)	3
○2007(H19)年4月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真(A283)	16
○2009(H21)年10月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真(A074)	18
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果(伊豆山港の濁り)(2023年度実施)	20
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果(指定範囲の再検討)(2023年度実施)	43
○砂防指定地監視員への聴き取り調査の結果(2023年度実施)	45
○砂防指定地担当職員への聴き取り調査の結果(2022年度実施)	50
○砂防法等関係法令(抄)	52
(2) 森林法関係	57
○④区域・D工区の林地開発許可違反に係る復旧工事の完了確認時の写真(2008(H20)年5月)(D100)	59
○④区域・D工区の仮設沈砂池の完了確認時の写真(2008(H20)年8月)(D111)	61
○④区域・D工区の防災工事完了届に添付されていた仮設沈砂池の写真(2008(H20)年10月)(D116)	62
○④区域・D工区の仮設沈砂池の施工状況の確認時の写真(2008(H20)年12月)(D124)	64
○④区域・D工区の状況写真(2021(R3)年1月)(D236)	65
○④区域・D工区に搬入された土砂の写真(事業者所在不明後)(2011(H23)年5月)(D182)	67
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果(2023年度実施)	68
○森林法(抄)	103

(3) 土砂災害防止法関係	109
○熱海市伊豆山地区土石流危険渓流の土砂災害警戒区域位置関係 (dos007) ……	111
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施) ……	112
○土砂災害防止法 (抄) ……	131
(4) 都市計画法関係	135
○④無許可開発区域における開発行為の状況写真 (2003(H15)年2月) (D001) ……	137
○④無許可開発区域の現地確認時の写真 (2003(H15)年3月) (D055) ……	139
○公文書 (D064) に添付された「崩壊箇所」との記載のある位置図と写真……	140
○公共用財産(水路)の用途廃止申請に添付された写真 (2002(H14)年10月申請) (E048) ……	141
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施) ……	142
○都市計画法等関係法令 (抄) ……	200
(5) 静岡県土採取等規制条例関係	211
○静岡県土採取等規制条例……	213
(6) 廃棄物処理法関係	219
○⑥区域に搬入された廃棄物の状況等の写真 (2009(H21)年5月から2021(R3)年6月まで) (F005、F054、F065、F098、F163、F168、F214、F259) ……	221
○①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真 (⑥区域に移動後を含む) (2010(H22)年8月から2011年4月まで) (A106、A108、A123、A129、A143、A141、F098、F108、A115) ……	225
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施) ……	231
○廃棄物処理法等関係法令 (抄) ……	250
2 逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為等に係る 行政対応の事実関係	
○関係者一覧……	259
○行政対応の事実関係※……	261

※ ①区域の盛土行為に係る事実関係については、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書(令和4年5月)」から抜粋、それ以外の事実関係については、本報告書の各法令に記載の事実関係から再掲)

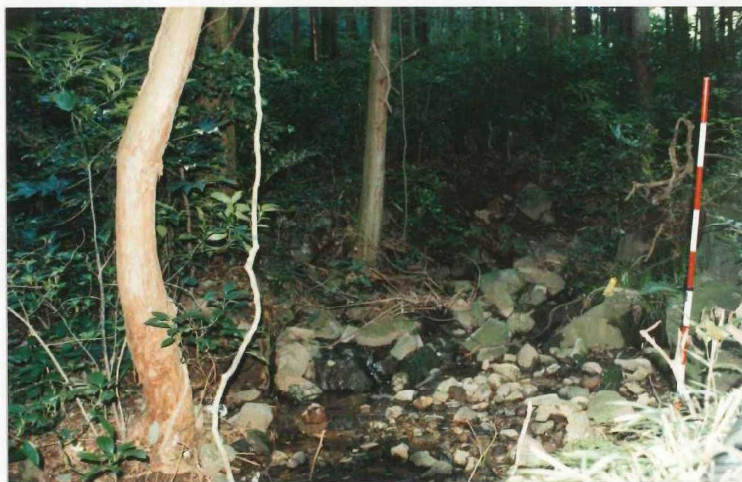
1 関係法令ごとの参考資料

(1) 砂防法関係



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の平面図 (sab002)

パノラマタイプ



NO.	1
砂防指定地	



NO.	2
溪流荒廃状況	



NO.	3
流域内山林状況	

KOKUYO
替台紙
P-2/B

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

パノラマタイプ

NO.

4

流域内4林状況



NO.

5

上木道施設



NO.

6

流域状況



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

① _____

余 白

No. _____

② _____



No. _____

③ _____

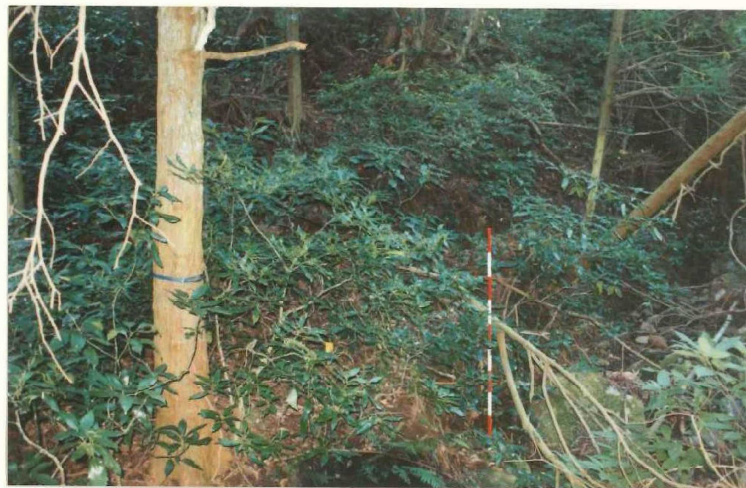


FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

④



No. _____

⑤



No. _____

⑥



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

⑦

余 白

9

No. _____

⑧



No. _____

⑨



FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

⑩



No. _____

⑪



No. _____

⑫



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

⑬

余 白

No. _____

⑭



No. _____

⑮



FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

⑬

余 白

No. _____

⑭



No. _____

⑮



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)



No. _____

①⑨



No. _____

②⑩



No. _____

②⑪

FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

①



No. _____

②



No. _____

③



FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

②②

余 白

No. _____

②③

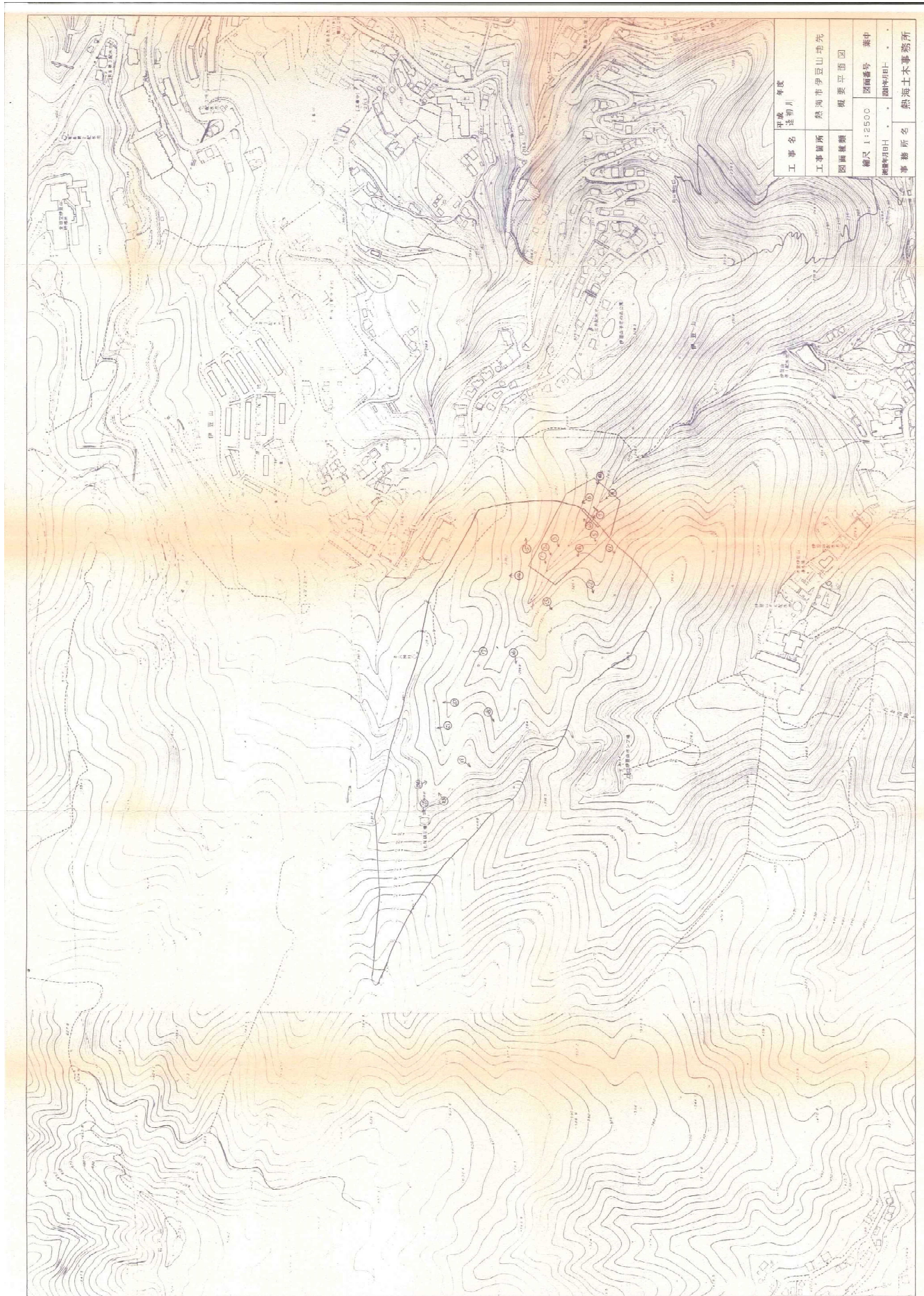
余 白

No. _____

②④



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲
の再検討に当たり参照した逢初川上流部の概要平面図 (sab002)



【逢初川起点部における泥水流入の状況】



【逢初川源頭部の状況】

2007 (H19) 年 4 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【 2007年 4月25日 撮影 】 (A283)



【逢初川源頭部の状況】



【逢初川源頭部の状況】

2007 (H19) 年 4 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【 2007 (H19) 4 月 25 日 撮影 】 (A283)



逢初川からの濁流



【逢初川源頭部の状況】

2009 (H21) 年10月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【 2009年10月9日 撮影 】 (A073、A074)



【逢初川源頭部の状況】



【逢初川源頭部の状況】

2009 (H21) 年10月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【 2009年10月9日 撮影 】 (A073、A074)

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月11日 (水) 県庁別館 2階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所工事課職員 (2009(H21) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2009(H21)年10月8日に伊豆山港で濁りが発生した時点で、逢初川上流で既に何らかの開発がされていたのは知っていましたか

- ・(自分は県熱海土木) 工事課所属のため直接は関わっていませんが、主に対応していた(県熱海土木) 都市計画課の担当といろいろな話をしていたので、年度当初からこのような開発行為があることは承知していました。実際現場を見たのは、10月9日になります。

Q 10月9日に現場を見た際、どのような印象でしたか

- ・復命書の写真(A074)にあるように、非常に(大きく)崩れた跡が明確にあったので、これは危ないなという印象でした。復命書にあるとおり、長靴を履いて現場に行きましたが、長靴がすっぽり埋まってしまう状況であったため、土質的にも軟弱かなという思いはありました。
- ・また、写真を撮った場所から下を見たのですが、雨が降った後のため、上流から崩れた堆積土が流れ出しているというような状況を、まさにその場で見えています。

Q 現地に防災施設のようなものは設置されていた印象はありますか

- ・開発行為というのは、基本、許可が下りたら、伐採し、荒れたところや、開発したところの水が下に流れないように、沈砂池や調整池を造るのが手順なのですが、この現場は、そのような手順が取られている状況が見られなかったので、(森林を)伐採した後に、(そのままの状態)でダンプで(土砂を)上から下へ投げ出していたような状況じゃないかなと思っています。

Q 現地には、沈砂池や側溝、地下水の排水施設は設置されていなかったということですか

- ・側溝はなかったです。また、地下排水の対策についてもやっていなかったのではないかと。地下排水の対策をやっていけば、下から順番に工事していくので、例えば、（その工事のための）工事用道路があったと思います。
- ・単に、いきなり上から（土砂を）流していたので、（地下排水の対策）そのものを行っているような状況ではなかったと思います。

Q 盛土の土そのものは、どのような状況でしたか

- ・あまりよくなかった。申請書には（盛土の土砂は）スコリアと記載してありましたが、長靴が膝まですっぽりはまってしまうため、もっと悪い軟弱なものだったと思いました。

Q 盛土にコンクリート殻や木くずといった不純物、土以外のものがあったという記憶はありますか

- ・（現場で）見た状況では、それはよく分かりませんでした。

Q 現場を見て、災害が起こるおそれほどの程度感じたのですか

- ・10月9日の写真を見ると、（盛土に敷いてあった）鉄板が（崩壊によって半分ほど）宙に浮いている。この宙に浮いている鉄板は、工事用道路として敷いてあるので、その鉄板よりも崩壊した方向に何メートルか盛土があったはずで。
- ・その盛土がごっそり崩れてしまっているの、写真で私が立っているところ（鉄板が敷いてあるところ）も、そこからまたごっそり崩れるのではないかと危険性は感じました。

Q 当時、今回の土石流災害のような崩れ方を想定できましたか、当時の印象ではどのような崩壊を想定していましたか

- ・（高さ）50mもの盛土が流れ出すというのは経験がありません。（盛土の）上端部には工事中道路ができていたので、（土砂を）厚く盛ってあると思いましたが、上から（土砂を）垂れ流しているの、下端部の方は、まだ（土砂が）薄い状況だったと思います。
- ・まだ、それほど大量の土砂が入っていた訳ではないので、下から順番に排水工を施工して、きれいに転圧していけば、まだ対策は間に合う、盛土としては成り立つのではないかと思います。なので、あの盛土が全部ばっさり崩れるとは思いませんでした。

Q A社にはどのようなイメージを持っていたか

- ・県熱海土木の幹部や都市計画課は、同和系の会社であることは承知していました。
- ・詳しくは分かりませんが、私は都市計画課の担当から、2007(H19)、2008(H20)年あたりに、盛土に関する事で、この会社が県熱海土木によく怒鳴り込んで来たと聞いていました。

Q あなたが県熱海土木に在籍していた時に、怒鳴り声は聞いたことがありますか

- ・聞いたことはありません。私もその会社との打ち合わせに1回参加していると思いますが、（当時怒鳴り声をあげた人もその場にいたようであるが、）私には、怖いイメージの記憶はありません。

Q 2009(H21)年に伊豆山港の濁りを確認した際に、2007(H19)年にも同様の濁りが発生したということを知っていたか

- ・以前も伊豆山港濁りが発生したということは、聞いたことはあるかもしれませんが。2007(H19)年頃（の濁り）は、工程的には、たぶん伐開した後の頃のことだと思います。

Q 2007(H19)年ぐらいから、いろいろな土地改変工事が始まったと思いますか

- ・(工事で)木を切り、おそらく抜根もするので、その時に土を荒らすことになる。それが、雨が降ったことで流れたのが2007(H19)年度ぐらいの事ではないかと思えます。
- ・2009(H21)年度の濁りについては、(源頭部に)2008(H20)年度ぐらいから盛土をし始めているので、その盛土の土が流れたのではないかと思えます。

Q 1999(H11)年に砂防堰堤ができていますが、2009(H21)年度に伊豆山港に濁りの原因が逢初川上流部の盛土行為にあることを確認した際、砂防指定地を追加指定するとか、砂防堰堤をもう1基整備するなどの検討がありましたか

- ・全く砂防の話はでませんでした。現地(源頭部)を見た後、下流へ下って行ったような記憶もあるのですが、下流の状況について記憶がありません。
- ・当時、砂防堰堤に土砂が堆積して逼迫している状況だったのか、まだ余裕があったのか記憶がありません。
- ・ただ、当時、(砂防堰堤に土砂が堆積して)「これは危ない」というようなことは言われていなかったもので、(砂防堰堤には)まだ余裕はあったと思えますが、あまり記憶にありません。

Q 10月9日の調査時に砂防堰堤の上流側の堆砂状況も確認しましたか

- ・多分、確認には行ったと思えますが、その記憶は薄いです。ただ、あれだけの土砂が流れ出したので、技術担当としては、(その土砂が)どこで捕捉されているか確認するはずです。
- ・(砂防堰堤の確認に)行っているとは思いますが、(県熱海土木内で)「砂防堰堤がいっぱいで大変」、「砂防堰堤がオーバーフローしている」という話は出ていなかったもので、(当時、砂防堰堤には)まあまあ余裕があったのではないかという推測しかありません。

Q 伊豆山港の濁りとその原因について、当時、県熱海土木ではどの職位まで共有されていましたか

- ・(このような状況を)多分そのままにしておくことはないので、当時の技監や企画検査課の係長にも報告して、何か対策を取らなければいけないという話になり、11月4日に会議を開こうという流れで、所長までこの内容について承知しているはずで、この状況を共有した結果として、11月4日の会議につながっています。

Q 10月9日の現場調査の復命書に「何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる」と記載がありますが、これを受けて、県熱海土木はどのように開発者へ指導しましたか

- ・本件については、(県熱海土木の)都市計画課がある程度絡んでいたが、用地管理課が窓口になっている部分があったので、この時点では、どこで、どういうタイミングで指導するかは決まっていませんでした。
- ・技監と相談して、「何らか動かなければならない」、「関係者を集める」ということになり、用地管理課が会議を招集したと思います。
- ・11月4日に、市、県東部農林、県熱海土木の関係者を集め、激しい議論をして、その結果が開発者への指導につながったと思います。

Q 県熱海土木の用地管理課が開発業者に指導したのですか

- ・開発業者に対してではなく、土採取等規制条例のため、用地管理課から市に対して(開発業者を)指導するようという話をしました。

Q 当時、土砂災害防止法の基礎調査や指定関係で何か記憶はありますか

- ・熱海については、湯河原、泉地区など4か所くらいあって、上(北部)から順番に指定していった、伊豆山が4番目で最後になったというのは覚えています。
- ・現場に行き、公民館で地元の方を集めて説明会はやっていますが、その話(上流の危険な盛土)をしたかは記憶がありません。

Q 上流の不適切な盛土があったから早く警戒区域を指定しなくてはならないといった議論はなかったのですか

- ・盛土のあるなしに関わらず、県砂防課から早く区域指定を行うよう話があったため、急いでいたということはありません。
- ・とにかく順番に指定していった結果、(伊豆山地区は当時指定を進めていた4地区の中では)最後になりました。

Q 伊豆山地区の警戒区域等の指定に当たって、何か問題や苦情はありましたか

- ・問題や苦情等はなかったと思います。土砂災害警戒区域等の指定は、2012(H24)年3月頃だと思いましたが、何も問題なく了解いただきました。

Q これまでの話を確認すると、開発業者への指導、何らかの対策が必要な場合は、森林法、土採取等規制条例の両者又はいずれかで対応するとの認識であり、砂防指定地の追加指定による後追いの規制ではなく、元々対応していた法令で指導するのが大前提との認識だったということですか

- ・そうです。当時、動いていた法令が土採取等規制条例、森林法だったので、砂防法（砂防指定地の追加指定）は全く考えていませんでした。
- ・私の推測ですが、（逢初川の）砂防堰堤が（土砂が堆積して）いっぱいであれば安心であるため、砂防指定地の追加指定はしなくてもよいという判断になったのではないかと思います。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月11日 (水) 県庁別館 2階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県熱海土木事務所 工事課職員 (2008(H20)年度～2009(H21)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 伊豆山港に濁水が発生しているとの通報を受けて、伊豆山港を現地確認した際、濁水の発生源の具体的な位置を以前から知っていた中で、現地に行ったのですか。

- ・濁りを見に行った時点で、私はこの上流の状況を全く知らなくて、開発行為が行われているという認識もなく、上から(伊豆山港に)流れてきているという状況を見に行きました。
- ・(伊豆港の濁りの状況を)上司等に報告した時に、私は、上流で開発行為が行われているということを初めて知ったという記憶です。

Q 伊豆山港の濁りを確認した時点では、逢初川上流のことは何も知らなかったということですか

- ・(伊豆山港の)濁りを確認するという認識だけで行ったので、上流の情報はあまり知らず、この報告書(A073)に「上流部の開発行為によるものと思われる」と書いてありますが、これは多分、濁りを見に行った後に、(逢初川上流で開発行為が行われていることを)上司から聞いたので書いたと思います。

Q 伊豆山港の濁りを確認した際は、どのような印象でしたか

- ・普通ではないような濁り方はしていたなというのは覚えています。ただ、(逢初川は)水の流れも急で、結構小さい河川なので、上流のほうで多少土が流出すれば、こういうふうになるのかなとは思ったぐらいです。

Q 伊豆山港の濁りを確認した翌日（2009（H21）年10月9日）に逢初川源頭部へ行っていますが、源頭部へ行ったのはその時が初めてでしたか。また、源頭部の状況を見た時の印象はどうでしたか

- ・翌日（2009（H21）年10月9日）に逢初川源頭部に初めて行きました。
- ・私は公共工事の現場しか見たことがありませんが、源頭部は土砂が締め固められないままの状態、公共工事の現場ではありえないような崩れた状態でした。明らかに、表土が流れている状態が確認できて、ちょっと問題があるのではないかという印象でした。

Q 表土が流れている以外に何か問題はありましたか

- ・土が転圧されていなく、長靴で歩くと長靴が全部埋まってしまう状況でした。

Q 泥が逢初川へ流れないように、防災施設を設置するなどの対策は取られていたように見えましたか

- ・現場に行った時には、そのような対策はされていませんでした。現場にあったのは、この写真（A074）に写っている土のほかは、一部鉄板が敷いてあることと、重機が残っていただけでした。

Q もともとの地山の部分で、崩れているところがあったという記憶はありますか

- ・元の地形も知らず、加えてここに土を盛っているという事実も知らずにこの現場に行ったのでわかりません。あくまで表面に出ている部分が大規模に流れ出していると感じました。

Q 当時の開発業者の印象は何かありますか

- ・私は全く接点がありませんでしたが、事務所の中でこの開発業者に関する対策会議を何度もやっていたのを何となく覚えていたので、この開発業者の名前を聞いた時、そう言えば何かいろいろやっていたなということ思い出しました。

Q 源頭部の開発行為に対応するための会議が何度か開かれましたか。また、どのようなメンバーで開かれていましたか

- ・警察の事情聴取時に見せられた書類には、私が会議に1回出席していた記録がありましたが、私自身、出席した記憶はありません。ただ、会議は度々やっていた印象があります。
- ・記憶が非常に曖昧ですが、メンバーは、たぶん（県熱海土木の）工事課、管理課、都市計画課の課長クラスに、市が加わっていたと思います。

Q 当時のA社の印象は何かありますか

- ・何かしらの悪さをしている業者だろうとの印象でしたが、実際に会ったことはなく、直接の接点はありませんでした。

Q 2007(H19)年にも伊豆山港で同じように濁りが発生していましたが、そのことについて、当時、引継ぎ等はありませんでしたか

- ・以前、濁っていたことがあるということを知った程度で、私としては、しっかりと引継ぎを受けてはいなかったと思います。

Q 現地調査（10月9日）後、その下流にある砂防堰堤をパトロールした記憶はありますか

- ・現場調査（10月9日）後は行っていません。（9日の）現地調査の時には、その堰堤の横を歩いていったので、見たような記憶があります。
- ・どう行ったか経路は覚えていませんが、少なくとも現場には車で行きました。途中で車を降りて堰堤を見たのか記憶は定かではありません。
- ・あまり印象には残っていないのですが、堰堤に土砂が堆積していれば記憶に残っていると思うので、そんなにひどい状況ではなかったと思います。ただ、堰堤についても元の状況を知らないなので、ある程度は埋まっていたのかもしれないです。

Q 現地確認の復命書に「何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる」との記述がありますが、その後何か具体的な対応を行ったのですか

- ・私としては特に何もしていませんが、課長や上層部で対策会議をやっていたことは知っていたので、その会議で何らかの対応が図られると思っていました。

Q 県熱海土木の都市計画課、用地管理課、企画課といった工事課以外の関係部署のほか、所長等にも、伊豆山港の濁りや逢初川源頭部の開発行為の情報を共有していましたか

- ・(2009年)11月4日の会議記録を見ましたが、市に対して(この件の)問題の対応をしてくださいという話もしていたので、確実に上層部の方たちも問題意識を持って対応していたと思います。

Q 伊豆山港の濁りや逢初川源頭部の開発行為について、具体的にどのような指導をしていたか知っていますか

- ・私としては、具体的な内容については分かりません。

Q 逢初川源頭部からこれだけ土砂が流れてきていることに対して、砂防法の観点から、砂防指定地の拡大や、砂防堰堤の増設、山腹工等、何らかの対策を検討されたということはありませんか

- ・当時は検討していなかったと思います。ここに関しては、砂防指定地からも外れた、さらに上流の開発行為だったので、県熱海土木の管轄からちょっと外れていると思っていました。

Q 当時、土砂災害防止法の警戒区域の関係で何か記憶に残っていることはありますか

- ・土砂災害防止法に関する地元説明会に回っていた時期だったことは覚えていますが、自分が担当していたわけではないので、それ以上の記憶はありません。

Q 警戒区域の指定に当たり何か問題はありませんでしたか

- ・具体的に私は覚えていませんが、もめていた印象はあまりありませんでした。

Q 伊豆山港の濁りはすぐに収まったのですか、また、県熱海土木工事課に赴任している間に同様の状況になったことはありますか

- ・濁りはすぐには収まらなかったと思います。恐らく、だんだん薄まっていったと思います。
- ・その後、(在籍期間中は)伊豆山港が同様に濁ったことは多分なかったと思います。

Q 伊豆山港の濁りが発生したきっかけは、降雨の影響があったのですか

- ・台風の後だったと思います。

Q 当時、逢初川源頭部の土についての印象はどうでしたか

- ・変な土だという感じではなかったですが、よくない土、強度が出ないようなぐずぐずの土であったことは覚えています。

Q 逢初川源頭部の土について、コンクリート殻とか木くずとかが混じった土という印象はありましたか

- ・そこまでの印象はなくて、一応、土は土であり、おかしなものまで混ざっているところまでは分かりませんでした。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2007年4月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所用地管理課職員 2005 (H17) 年度～2007 (H19) 年度
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2007 (H19) 年4月25日の伊豆山港に発生した濁りの調査は、記録簿に記載されている大熱海漁協伊豆山区役員の方と、二人で行ったのですか

・記憶にありません。

Q 伊豆山港の濁りの発生を受け、逢初川上流部の現場へ行った際、その現場のイメージ、また、土砂の発生源(流出場所)は具体的にどの辺だったかというイメージは何か残っていますか

・(イメージは)残っていません。

Q 当時、伊豆山港や逢初川上流部の現場に行ったことの記憶はありますか

・県熱海土木には2回赴任しているので、本当に(記憶が)曖昧です。

Q 当時、(記録簿に記載された)現場へ行った時、こんな感じだったという程度でもいいので印象があれば教えてほしい

・いや、自分が作ったもの(記録簿)なのでしょうが、(印象は)ありません。

Q あなたが、県熱海土木に在籍されていた当時の伊豆山地区や熱海港、伊豆山港、逢初川上流部で行われていた開発行為についてのイメージや印象について、何か記憶に残っていることはありませんか

- ・記録簿に書いてあるので、(当時の状況は) そのとおりなのでしょうが、(イメージや印象は) 記憶に残っていません。

Q 今回、開発を行ったA社についての記憶は何かありますか

- ・長浜地区に駅があり、その上にA社が開発していたところがありました。(この現場に対しては) 市が主体で動いていたんですが、この現場には行ったことがあります。この時に、確かこの事業者名が出ていました。

Q A社は県熱海土木に頻繁に来ていましたか。また、怒鳴り込んできたようなことはありましたか

- ・(県熱海土木には) 頻繁に来ることはなかったと思います。また、怒鳴り込んできたという印象もありません。

Q 県熱海土木の管理課では、毎年、河川パトロールをやっていたと思うが、逢初川のパトロールで何か印象に残っていることはありますか

- ・(逢初川の) 印象はあまり残っていませんが、逢初川は非常に急流で、集落の中を流れている川です。部分的には水路のような非常に狭い構造で、それが家の下を通っているような箇所もあります。
- ・河川パトロールには技術職を含め複数人で手分けして行くので、私が(逢初川に) 行っているかどうかというのも記憶が曖昧でわかりません。

Q 当時、逢初川上流で開発されていたという話は聞いたことはありますか

- ・ないです。

Q 公文書上、当時あなたは、逢初川上流部の現場に行っていますが、その時の印象は何もないということよろしいですか

- ・そうです。(逢初川上流部に行ったのは) この時が初めてだと思います。

Q 公文書（A283）の記録簿の「都市計画課から聴取」との項目に「もともと県が許認可している案件」、「土砂法による規制しか考えられないが警戒区域に指定すること自体難しい」との記述があるが、何か覚えていることはありますか

- ・ 県熱海土木の都市計画課から聞いたことをここに記載しただけなので、（それ以上のことは）、分かりません。

Q 公文書（A283）に添付されている写真には、木を切ってそのまま放置してある状況が写っているが、当時はどのような状況でしたか。また、この公文書に記載されている内容については、県熱海土木で共有されていましたか

- ・ 私が報告を回しているので、（用地管理課長までは）情報共有されています。ただ、これから上（用地管理課長よりも上位職）がどうなっていたかは、正直分かりません。

Q 2007（H19）年4月の伊豆山港の濁りの原因となった逢初川上流部の土地改変行為への対応等について、県熱海土木で打ち合せを行った記憶はありますか

- ・ 記憶がなく、分かりません。

Q あなたは、A社と直接対峙したことはあまりなかったのですか

- ・ ちょっと分かりません。一度、A社が県熱海土木に来た時に同席しましたが、私は発言していません。そのくらいです。

Q あたなが同席されたA社との打ち合せでは、相手は何人来て、県熱海土木は何人で対応しましたか

- ・ 相手側の人数は覚えていません。県熱海土木は、技術職の上の方（役職）の2人から4人位で対応したと思います。この時に用地管理課長が同席していたかは記憶がありません。

Q 県熱海土木で、A社との打ち合せを行った記憶はあるのですか

- ・ 1回は記憶があります。A社側との打ち合せに当たっては、（熱海土木側も）何人か人数がいた方がいいだろうということで、私が加わった感じだったので記憶しています。

Q その時の打ち合せでは、先方の口調は激しくはなかったか

- ・あまり記憶が残っていません。

Q 公文書（A283）に添付された写真は、あなたが撮影したものですか

- ・たぶん私が写真を撮っていると思いますが（記憶にありません）。

Q 2021 (R3) 年の土石流災害が発生した時、土砂が崩れたのは、逢初川上流部の現場だと思いましたか

- ・いいえ。全然記憶にありませんでした。（逢初川の上流部には）多分、この記録簿を作成した時に1回行っただけだと思います。漁協から何かあったと連絡が受けたので、一通り対応したということだと思います。

Q 定期的に、雨が降ったら伊豆山港や逢初川上流部を確認に行くような状況ではなかったのですね

- ・そうです。この時だけ（2007 (H19) 年4月、記録簿(A283)）だと思います。だから、印象が全然ありません。

Q 2007 (H19) 年4月にしか現地に行っていないということは、伊豆山港に濁りが出たのもこの時ぐらいしかなかったということですか

- ・そうですね。大雨が降れば伊豆山港が濁ることはあったのかもしれませんが、2007年4月の時だけ特に連絡があったと思います。

Q 2007 (H17) 年4月の時だけ、何で特に連絡があったのですか

- ・（濁りが）ひどかったからだと思います。
- ・イセエビに悪影響が出るから何とかしてくれという感じで連絡がきたので、それで対応したのだと思います。

Q 逢初川に砂防堰堤が整備されていたという記憶もないのですか

- ・（公文書（A283）の）写真には砂防堰堤が写っているので、ここに（砂防堰堤が）あったのでしようけれども、私の記憶には残っていません。

Q 県熱海土木に2回赴任されていますが、「こういう点には注意が必要など」何か特筆すべき引継ぎを受けた記憶がありますか

- ・特にありません。印象に残っていません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2007年4月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所用地管理課職員 (2007(H19)年度～2009(H21)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2007(H19)年4月の伊豆山港の濁りについて記憶はありますか

- ・覚えてはいません。ただ、いつの時点か覚えていませんが、伊豆山港の漁師から海が濁っているという電話があったため、私も現地へ行ったことがあります。
- ・(県熱海土木の)管理課は河川管理事務を担当しており、河川に影響があつてはいけないため、私含めて2、3人で、時期は覚えていないが、一度、逢初川の下流から源流まで歩いたことがあります。
- ・市には、河川が20あるが、平均河川長が2キロ程度で、河川というよりは、水路のようなものです。したがって、下流から歩いていった時には、水がほとんどなく、きれいな水がサラサラと流れている程度でした。
- ・これで(伊豆山港が)濁るのかと思いましたが、堰堤の下まで行き、上を見上げると穴があり、その穴からは何も出ていなかったことを覚えています。
- ・(伊豆山港に濁りが発生してから)何日後に行ったか覚えていませんが、水が出ていなかったこの日は、晴天で、源流まで歩きましたが、今のところ河川に影響はないという感じで戻ってきたことは覚えています。

Q 逢初川源流への現場確認に同行したのは用地管理課の職員でしたか

- ・用地管理課の職員であることは覚えていますが、同行した職員の職位までは覚えていません。

Q 逢初川源流への現場確認へいった時期はいつでしたか

- ・覚えていません。暑くもければ寒くもない時期だったと思います。

Q 「A283」文書の写真には、砂防堰堤の水抜き管のうち、一番下の最も大きな穴から茶色の水が流れているが、現場確認時はこのような状況ではなかったということですか

- ・私が行った時は水が全く出てなく、「A283 の写真」の状況ではなかった。
- ・もし3人でこの状況（A283 の写真）を目視したなら、黙っていないと思う。事務所に戻って技師に、「これでは河川にとんでもない影響が出るからなんとかしろ」と言ったはずである。
- ・（A283 の写真は）素人目にも危険な状況であり、その記憶がないということは、私が行った時は、そのような状況ではなかったです。

Q 逢初川源流部の現場を確認した時に、堰堤の上流部を確認しましたか

- ・堰堤の下までは行きましたが、その上流までは確認していません。河川の状況を確認するため現場に行ったので、（堰堤の上流まで）行っていませんが、土砂が河川に堆積していたり、河川の両側に土砂や岩石がゴロゴロしているということはなく、拍子抜けするほどきれいな状態でした。

Q 逢初川源流への現場確認は、2007(H19)年4月以降ですか

- ・2007(H19)年度ではなかったと思うが、もう覚えていません。

Q 伊豆山港が濁ったことは何度もあったのですか

- ・押印しているので、これら書類（A283、A073、A074）は見ていると思うが、私まで話が来た濁りは、私が現場確認に行った時の1回だけです。

Q 伊豆山港の濁りの際以外に、開発行為が行われている源頭部の状況を見に行ったことはありますか

- ・源頭部には確か一度（行ったことが）あり、道路を進むと右側に団地が完成していた。団地のところまで行くと、その先は入れないよう鉄柵があったので、そこからのぞき込む程度で鉄柵の先まで行ったのか記憶にありません。

Q 逢初川源頭部へ行った時の印象はどうでしたか

- ・直接、源頭部を見た記憶はありません。そのため、現地に行った時には、今後ここに土砂を捨てられ、その土砂が逢初川に流入したら困るという程度の一般的な認識でした。

Q 逢初川源頭部について鉄柵があった以外で、現場が荒れている、木が放置されている、水が流れ込んでいるなど何か思い当たることはありますか

- ・そのような記憶はありません。水が流れ込んでいたかは分かりません。我々は事務職なので、技術職と見る目が違うと思う。書類の中に図面があって、「あなた見たでしょ」と言われても、その図面が何を語っているか、計画に対してどの程度埋めであるのか、今後どの程度盛ったら(埋めたら)危ないのかという認識は持てません。
- ・だから、なんとなく危ないとか、もし河川に何か入ってしまったら困るという程度の認識しかなく、どの程度の危険性があるのかまでは分かりません。

Q 源頭部が荒廃しているという認識はありましたか

- ・山肌が出ているのは見ました。最初に我々がこの状況を知ったのは、森林法違反、だったので、木を切った結果、底地の土砂がこんなに露出して変になっていると思いました。
- ・県東部農林が、最初に森林法の違法伐採（への対応）をした時に、きっちりと植栽とか土留めとかの手当をさせていけばよかったなという認識があったので、当然、周りの森林状況と植栽状況が違うなという事は感じました。

Q 源頭部に行ったのは在職中の何年頃のことですか。2007(H19)の開発状況写真(A283)を見て思い出せますか

- ・分かりませんが、写真には柵がないため、もっと後の時期に見に行ったのではないかと思います。

Q 逢初川源頭部には、伊豆山港に濁りが発生した際に逢初川の現地を確認した時よりも後に行ったのですか

- ・覚えていないし、時期の前後関係も分かりません。14年も経過したことを聞かれても正直分かりません。
- ・私は用地課長として用地交渉にも行っていて、(当時、)逢初川源頭部のことだけに関わっている訳にはいかないのです、覚えていません。

Q 源頭部の開発業者はA社ですが、この会社と県熱海土木との対応で何か記憶に残っていることはあるか

- ・私が2007(H19)年4月に県熱海土木に着任した課長会議で、管内に3人の要注意人物がいると聞いたことは覚えています。
- ・このうちの一人がA社の者で、度々、県熱海土木に脅しに来ていたことは覚えています。
- ・当時、A社は、下多賀で海に面した土地を買収してマンションを建てる計画をしていましたが、そこは、構造上の規制があり、その関係で脅してきた印象が強く残っています。逢初川の源頭部での開発では記憶に残っていることはありません。

Q あなたが在籍している間に、A社から逢初川上流の開発に関する話がありましたか

- ・書類で見るとはなかったが、県東部農林や市との打ち合わせでは、河川管理に影響を及ぼさないようしっかりとした対処や施策を打ち出すよう釘を刺していました。
- ・河川管理者としては、河川に何らかの不備があって民家に影響を及ぼすほか、土砂等の堆積物で水が流れなくなるということに対して、当然管理しなくてはならないが、実際、河川の状況を確認したところでは、汚れはするが、土砂等が堆積しているとか、崩れているとか、埋まっているとか、そういうことはありませんでした。

Q あなたが在籍していた当時、県熱海土木内で、逢初川源頭部において泥水が出ることで、土砂崩れが起きるおそれがある等の話題になったことはありますか

- ・当時の記録を見ると、工事課長は「対策を講じないと」という懸念は持っていたようだが、市に権限があったため、工事課が直接対応できるものではありませんでした。
- ・ただ、当時、この開発に関して、県熱海土木と市の担当部署との間では、頻繁に情報交換し、県熱海土木から市に対して助言する等のことは当然やっていたはずです。

Q 伊豆山港の濁水や上流の開発に関する懸案事項は、県熱海土木の幹部とも共有していましたか

- ・最終的に、事務所として、幹部まで共有して対応策を考えていたはずです。

Q 対応策の検討には市も含まれていましたか

- ・市は入っていない。いつの時期か忘れたが、どうやって市から業者へ対応させるのか等、県熱海土木としての方向性を打合せて意思統一を図ったと思います。

Q 2009(H21)年11月4日に、市も出席した会議を開催していますが、県熱海土木の方針を決めたのはその時期ですか

- ・そうだと思う。そのような記録簿は残っていないか(※)。この方針の中で、市に対し強く指導していこう決定したはずです。

※ この問いをした時は、県熱海土木の方針を決めたのは、11月4日以前ではないかとの回答であったが、聴き取り調査の終盤で、御本人がこの11月4日の会議の復命書を確認し、事務所の方針を決定したのは、この11月4日の会議であったことを思い出した。

Q 記録簿(A283)には、土砂災害防止法による規制しかないとの記載があるが、当時、土砂災害防止法で何かやろうとしたのですか

- ・それはありません。(県熱海土木の)都市計画課がやるのであれば、開発行為で規制するしかなかったのではないかと思います。

Q この当時から、土砂災害防止法による警戒区域等の指定に向け、基礎調査や地元説明会を行うなど動き出していますが、この土砂災害警戒区域の指定に関する当時の取組について記憶がありますか

- ・全くありません。

Q 当時、この堰堤周辺の砂防指定地をさらに拡大しようと考えていましたか

- ・そういうことは事務職の範疇ではないので全くわかりません。

Q 県熱海土木の管理課が実施する年1回の河川パトロールで、砂防指定地の指定の看板までは現地を確認していたと思うが、その際に、川の中に土砂の堆積が見られるといったことはありませんか

- ・(パトロールは)皆で1週間ぐらいかけて見て回って、標識があるかとか、施設の異常があるかどうか、堰堤についてはたたいて亀裂がないかなど調べた上で、全箇所異常なしで毎年報告しているため、パトロールの時には、異常はなかったと思います。

Q 砂防堰堤の堆砂状況も確認していましたか

- ・それは知りません。これ(A074の写真)を見ると、砂防堰堤までどういう状況が続いているのか分かりませんが、(堰堤の高低差があつて)行けなかったのではないかと思います。

Q 2009(H21)年11月4日の会議で熱海市へ指導をしています、それより前に県熱海土木の方針を決定する会議を行ったのか確認したい

- ・(11月4日の会議の復命書を確認し、それより以前に事務所の方針を決定する会議を行ったことは)記憶違いかもしれない。事務所の方針を決定したのは、この時の会議です。
- ・市で対応を考えてもらい、土木事務所としては、法にのっとってやってくださいと指導していると思います。

Q 逢初川の源頭部を見に行った時に、土がどんどん盛られているという状況だったのですか

- ・（自分が逢初川源頭部に行った）その時は柵がしてあるだけで、何もありませんでした。重機があったかどうかは記憶にありませんが、作業はしていなかったと思います。

Q 2009(H19)年10月9日の写真(A074)では、大規模に土が盛られていて、それが崩れている状態であるが、あなたが源頭部を見たのは、これより前になりますか

- ・前かもしれません。

Q 2009(H19)年頃に、七尾団地の方面で、ダンプトラックが多く出入りしている等の苦情はありましたか。

- ・それは、私のところには直接はきませんでした。ただ、後から思えば、「変なトラックがたくさん来ていた。」というようなことを言っていたのは頭に入っています。しかし、このようなことを当時聞いていたのか、土砂災害が起こった後の報道等を見て（後になってから）聞いたように思ったのかよく分かりません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (逢初川砂防指定地の指定範囲再検討関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年11月2日 (木) 県庁本館 2階水防室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 砂防課職員 (1997 (H9) 年度～1998 (H10) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川の砂防指定地の範囲を再検討した公文書 (sab002) について記憶がありますか

- ・この文書の記憶は全くありません。記憶が残っていないということは、当時は、(このような理由で部分的に指定することは) よくあることで、特筆するような内容ではなかったからだと思います。

Q 当時の砂防指定地の進達の状況はどのようでしたか

- ・当時は砂防施設を整備することを優先して考えていました。流域全体を指定しようとして施設整備が遅れるくらいなら、部分的であっても早く指定して堰堤を整備すべきであるという考えが普通でした。

Q この公文書の最後に「今後、溪流上流部の荒廃状況、山腹の崩壊等流域の状況を勘案し、地権者との協議を進め、流域全域の面指定を進めたい。」という点について、当時の考えはどのようであったのですか

- ・自分が在籍した時には流域全体の追加について具体を検討した記憶はありません。
- ・通常、今後の方針は土木事務所と情報共有し、その後の対応は土木事務所で引き継いでいくものと考えます。
- ・いずれにせよ、整備率が低い状況であったことから、当時は、施設が整備された溪流をさらに追加指定していくよりも、砂防施設が未整備の溪流の指定が優先されていたと考えます。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (逢初川砂防指定地の指定範囲再検討関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年11月10日 (金) 県庁別館 2階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 砂防課職員 (1997 (H9) 年度～1998 (H10) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川の砂防指定地の範囲を再検討した公文書 (sab002) について記憶がありますか

- ・この文書の記憶は全くない。逢初川自体の記憶もありません。

Q この公文書に記載された手書きのメモについて記憶がありますか

- ・自分が書いた字だと思うが記憶にありません。文末の読み取りにくい部分は「流域全域の指定は困難になったと」と書いていたのではないかと思います。

Q このメモのとおり、文書を修正させようとしたものだったのですか

- ・そのような意図はなかったのではないかと思います。修正を指示するものであったなら、指示した文面で浄書された文書で起案、決裁されたものが残存していると思います。

Q 当時の砂防指定地の進達の状況はどうでしたか

- ・この頃から、国が流域全域を面指定するよう指導するようになっていましたが、当時は依然として、事業を早急に実施するために、標柱で必要な範囲を部分的に指定することが主流であったと思います。
- ・文書に書かれているように、管理された植林帯まで砂防法で行為制限をかける必要性も低いと考えていました。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (砂防指定地等監視員関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月13日 (金) 熱海市下多賀

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	砂防指定地等監視員 (2007 (H19) 年度～2012 (H24) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川を監視していた記憶があるか。その場合、当時の逢初川の印象はどうでしたか

- ・初めて監視に行った際には、温泉の動力室より上流は草が生茂っており、刈りながら進んでいったことを覚えています。前任者は（現地を）監視していたのか疑問に感じた位でした。

Q 砂防堰堤の状況はどのようなでしたか

- ・砂防堰堤の上（天端）にも上りました。堰堤の脇から監視した際には、堰堤の裏には木が生えており土砂がたまっていた記憶があります。
- ・砂防堰堤は、普段は水抜き穴から水が出ており濁っていませんでした。雨の日に監視した際には、堰堤の上（水通し部）から水が流れ落ちていました。
- ・砂防堰堤の下流には温泉管が多数あり、石がゴロゴロしていた印象があります。

Q 2007 (H19) . 4. 25 の県熱海土木が現地確認した際の砂防堰堤写真 (A283 文書) を見ての印象はどうですか

- ・自分が監視したときには、堰堤はこんなに綺麗な状態ではなかったと思います。ただ、東日本大震災の後に監視した際には砂防堰堤そのものには異常はありませんでした。

Q 当時の監視範囲や方法はどのようでしたか

- ・ 監視は月 2 回行っていました。県熱海土木から砂防堰堤があるところまで見に行くよう指示されましたが、図面の提供はなく指導が不十分であると感じていました。前任者との引継ぎもないので、自分で施設を探しながら監視しました。
- ・ 監視の内容は、土砂の堆積や斜面の崩壊、施設の異常など。自主的に写真を撮って記録をしました。砂防堰堤も上れる場合は上って確認し、遠くて見えない場合には双眼鏡を使って確認しました。
- ・ 県熱海土木には所定の様式ではなく、自分のやり方で行い、異常があれば写真を添えて用地管理課に報告していました。

Q 逢初川上流部で開発があったことは知っていましたか

- ・ 上流部は行っていないので開発のことは知りませんでした。開発業者が誰かも知りません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (砂防指定地等監視員関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月19日 (木) 熱海市渚町

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	砂防指定地等監視員 (2013 (H25) 年度～2022 (R4) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川を監視した状況はどうでしたか

- ・逢初川には自社の資材置き場があったので、月2～3回の監視よりも頻繁に川の状況を見ていました。自分の任期中に濁水を確認した記憶はなく、異常を感じたこともありませんでした。
- ・監視は、土砂が流出していないかという視点で、普段は下流の川の状況を見て濁りの有無がないかを監視していました。濁りがなければ堰堤まで監視に行くことはありませんでした。

Q 砂防堰堤を監視した記憶はありますか

- ・2021 (R3) 年度は災害発生の前に、堰堤まで行き袖部まで登って状況を確認しています。この時は、下流の川が濁っていたからではなく、たまには堰堤も確認しようと思ったため見に行きました。

Q その時 (2021 (R3) 年) の砂防堰堤の状況はどうでしたか

- ・この砂防堰堤は自社が請け負っていたので昔から知ってはいました。
- ・2021 (R3) 年に見に行った時は、砂防堰堤の下流側は草木が生茂っていて、砂防堰堤の水通し穴から水は流れていませんでした。
- ・砂防堰堤の袖から見た限りでは、堰堤に土砂は堆積していなかったと思います。

Q 砂防堰堤の上流部の状況はどうでしたか

- ・堰堤よりも上流には行っていませんので知りません。

Q 監視員を引き受けた経緯は

- ・自分は、市から依頼を受けて監視員を引き受けました。その時、河川の監視員も引き受け、まとめて監視を行っていました。

Q 監視員を引き受けた際の引継ぎはどうでしたか

- ・前任者からの引継ぎといったものではなく、就任時の説明会に出席できなかったため、県熱海土木から資料を送ってもらいました。
- ・県熱海土木からは、どの箇所をどこまで監視するのか、具体的な説明まではありませんでした。

Q 監視の範囲や監視方法は どうでしたか

- ・目視点検を行いましたが、写真を撮ったりすることはありませんでした。河川の濁りに注意して監視を行い、濁りがあれば上流の方まで見に行きました。
- ・県熱海土木への報告は所定の様式で行いました。

Q 逢初川上流部で開発があったことは知っていましたか

- ・監視員としては見に行っていないのでわかりません。年1回、伊豆山の本宮神社へ行くことがありましたが、その時には、盛土が行われて開発が進んでいると感じたくらいの印象しか残っていません。
- ・県熱海土木から小規模維持修繕業務を請け負っていた頃、七尾地区の住民から（開発業者の）工事車両が通行したことで道路に土砂が出たという通報を受けたので、これを処理するとともに、どこで行っている工事車両が原因なのか調べて県熱海土木に報告した記憶があります。

Q 逢初川以外の監視活動で印象に残っていることはありますか

- ・任期中、特筆するような異常や問題はありませんでした。2019(R1)年の東日本台風の際にもビーチライン沿いの沿岸で被害があったのは記憶にありますが、河川についてはあまり印象がありません。

砂防指定地担当職員へのヒアリング(熱海土木企画検査課)

年度	熱海土木企画検査課	確認日	確認方法	ヒアリング内容	備考
H10	[Redacted]	7月5日	電話	工事課が作成した調書を砂防課へ届けた 工事課の担当は[Redacted] (H28退職) 地権者とのヒアリングについての記憶は無い	H11.2.26: 砂防指定地指定
H11		7月12日	電話	記憶は無い。工事課の担当も分からない。 引継ぎも無し。	H11.11.30: 砂防堰堤完成
H12		7月13日	対面	記憶に無い。引継ぎも無い。砂防事業の新規箇所 の抽出作業を行った記憶はある。	
H13					
H14		7月12日	対面	伊豆山方面の話題は無かった。引継ぎは無い。	
H15		7月13日	電話	記憶に無い。引継ぎも無い。伊豆山方面では何 も事業を行っていなかった。	H17.12.8: 基礎調査実施
H16					
H17					
H18		7月12日	電話	記憶に無い。引継ぎも無い。土砂法はいろいろ やっていた。	
H19					
H20					
H21		7月13日	対面	記憶に無い。引継ぎも無い。現場にも行ったこ とは無い。[Redacted]とは、多賀で起きた土砂流 出の件で話をしたことはある。	
H22		7月12日	電話	逢初川の指定については聞いたことは無い。土 砂法の区域指定に携わっていたが、盛土は記憶 に無い。源頭部の調査の記憶もない。引継ぎも 無い。	H24.3: 土砂法指定
H23					
H24					
H25					
H26		7月12日	対面	記憶に無い。引継ぎも無い。[Redacted]に県道へ 流出した土砂の撤去を管理課が頼んだが、やっ てくれなかった記憶はある。	
H27					
H28		7月14日	電話	記憶に無い。引継ぎも無い。	
H29		7月14日	電話	記憶に無い。引継ぎも無い。河川は見た覚えは ある。	
H30					
R1					
R2	7月14日	電話	荒廃状況の情報、地権者との接触、引継ぎは無 い。		
R3					

ヒアリング内容

- ① 流域の荒廃を認識していたか
- ② 面指定に向けて地権者と接触していたか
- ③ 逢初川に関する引継ぎ事項があったか

砂防指定地担当職員へのヒアリング(砂防課)

年度	砂防課	確認日	確認方法	ヒアリング内容	備考
H10	[Redacted]	6月14日	対面	覚えていない。	
H11		7月11日	対面	引継ぎなし。記憶に無い。	
H12					
H13		7月21日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。	
H14					
H15		7月14日	対面	引継ぎなし。記憶に無い。	
H16		7月15日	対面	引継ぎなし。記憶に無い。	
H17					
H18		7月15日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。	
H19					
H20					
H21		7月15日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。	
H22					
H23					
H24		7月15日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。既に指定された箇所を取り扱った覚えはない。	
H25					
H26		7月14日	対面	引継ぎなし。記憶に無い。	
H27					
H28		7月15日	対面	引継ぎなし。記憶に無い。	
H29		7月25日	SNS	引継ぎなし。荒廃状況の情報、地権者との接触なし。	
H30					
R1		7月15日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。追加指定箇所は、事業化する箇所を指定していた。	
R2		7月15日	電話	引継ぎなし。記憶に無い。	
R3		7月15日	対面	引継ぎなし。荒廃状況の情報、地権者との接触なし。	

ヒアリング内容

- ① 流域の荒廃を認識していたか
- ② 面指定に向けて地権者と接触していたか
- ③ 逢初川に関する引継ぎ事項があったか

砂防法（抄）

（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

砂防法施行規程（抄）

（明治 30 年 10 月 26 日 勅令第 382 号）

第一条 国土交通大臣ニ於テ砂防法第二条ニ依リ指定スル土地ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第三条 砂防法第四条ニ依リ禁止若ハ制限スヘキ行為ハ同条第一項ノ場合ニ於テハ都道府県ノ条例ヲ以テ第二項ノ場合ニ於テハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

静岡県砂防指定地管理条例（抄）

（平成 15 年 3 月 20 日 条例第 35 号）

（行為の制限）

第 3 条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬
- (3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄
- (5) 鉱物の採掘、集積又は投棄
- (6) 芝草の掘取り
- (7) 火入れ

2 知事は、前項の許可に治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

（許可の基準）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為が規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

（経過措置）

第 5 条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為（同項ただし書に規定する行為を除く。）をしている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可）

第 7 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更しようとする行為が同項ただし書に規定する行為に該当するときは、この限りでない。

2 略

（砂防設備に関する禁止行為）

第 8 条 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

（砂防設備の占用等の許可）

第 9 条 砂防設備を占用し、又は使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、治水上砂防のため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、砂防指定地に存する施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、当該施設若しくは工作物により生ずる損害を防止するために必要な施設をすること、若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して、第3条第1項各号に規定する行為をした者
- (2) 第8条の規定に違反した者
- (3) 第9条第1項の規定に違反して、砂防設備を占用し、又は使用した者
- (4) 第13条の規定による命令に違反した者

静岡県砂防指定地管理条例施行規則（抄）

（平成 15 年 3 月 28 日 規則第 25 号）

（砂防指定地内行為の適用除外）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、砂防設備及び河川区域等（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 100 条の 2 に規定する普通河川をいう。以下同じ。）並びに砂防設備及び河川区域等の境界から 10 メートル以内の区域における行為はこの限りでない。

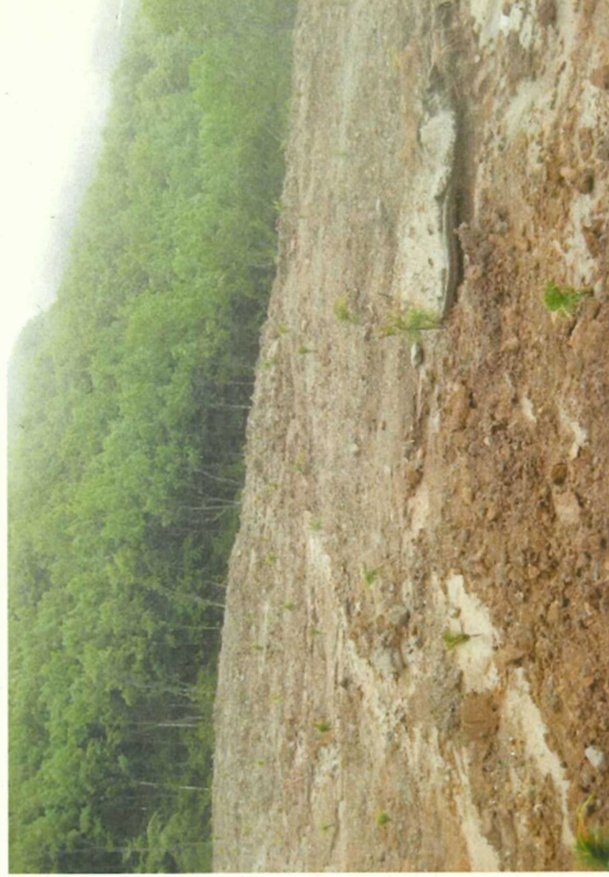
- (1) 土地の区画形質の変更を伴わない、施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 高さ 1 メートル以下の擁壁、深さ 50 センチメートル以下の側溝（素堀側溝を除く。）の新築、改築、移転又は除却
- (3) 間伐等竹木の保育のため通常行われる竹木の伐採
- (4) 面積が 1 ヘクタール未満の竹木の伐採（植林を目的とするものに限る。）
- (5) 枯損した竹木又は危険な竹木の伐採
- (6) 自家の生活の用に充てるため必要な竹木の伐採
- (7) この条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる竹木の伐採
- (8) 第 3 号から前号までに掲げる竹木の伐採に係る当該竹木の滑り降ろし又は地引きによる運搬
- (9) 張替え又は植替えのためにする芝草の掘取り

(2) 森林法関係



県東部農林が復旧工事の完了を確認 アカマツの植栽（2,500本/ha）、種子吹付

④区域・D工区の林地開発許可違反に係る復旧工事の完了確認時の写真
【2008(H20)年5月30日撮影】(D100)



県東部農林が復旧工事の完了を確認 アカマツの植栽 (2,500本/ha)、種子吹付

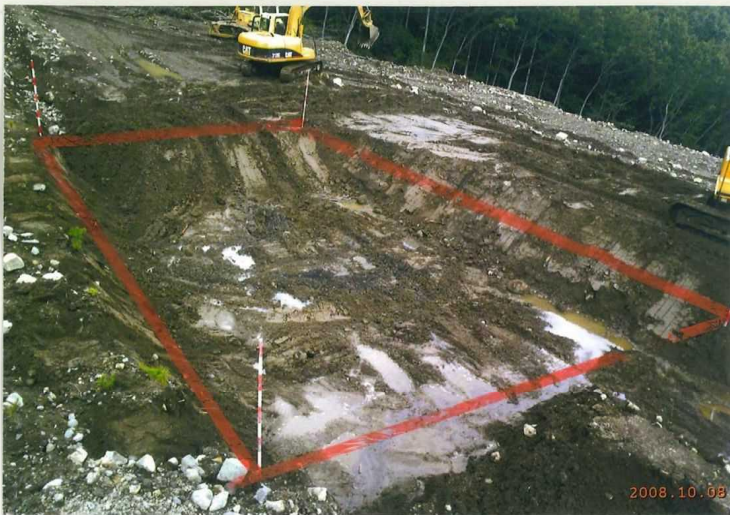
④区域・D工区の林地開発許可違反に係る復旧工事の完了確認時の写真
【 2008 (H20) 年 5 月 30 日撮影 】 (D100)



県東部農林が仮設沈砂池の完了確認を実施（寸法不足のため是正を指示）

④区域・D工区の仮設沈砂池の完了確認時の写真

【 2008 (H20) 年 8 月 5 日 撮影 】 (D111)



No. _____



No. _____

W=12.400



No. _____

W=8.400

④区域・D工区の防災工事完了届に添付されていた仮設沈砂池の写真
【 2008 (H20) 年10月15日 撮影 】 (D116)



No. _____

W = 16,400

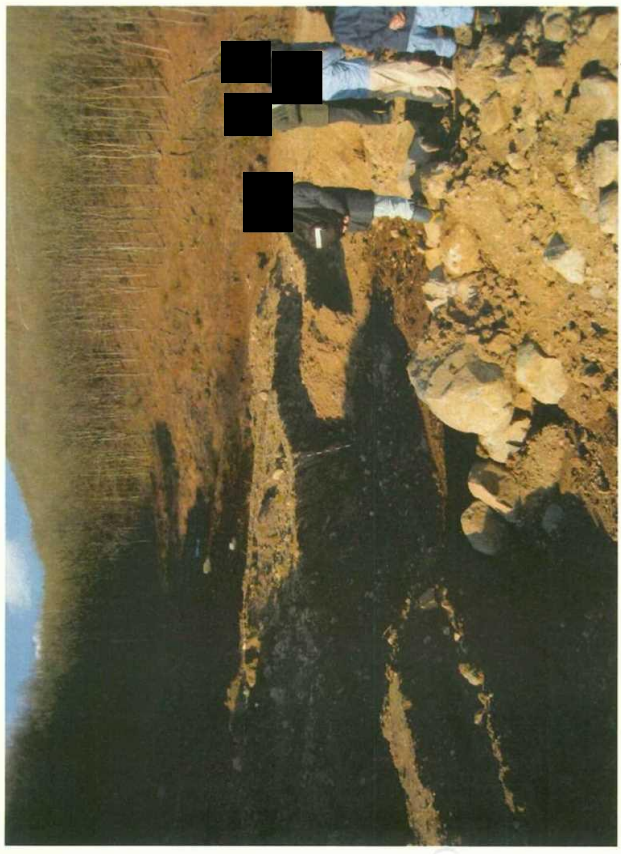


No. _____

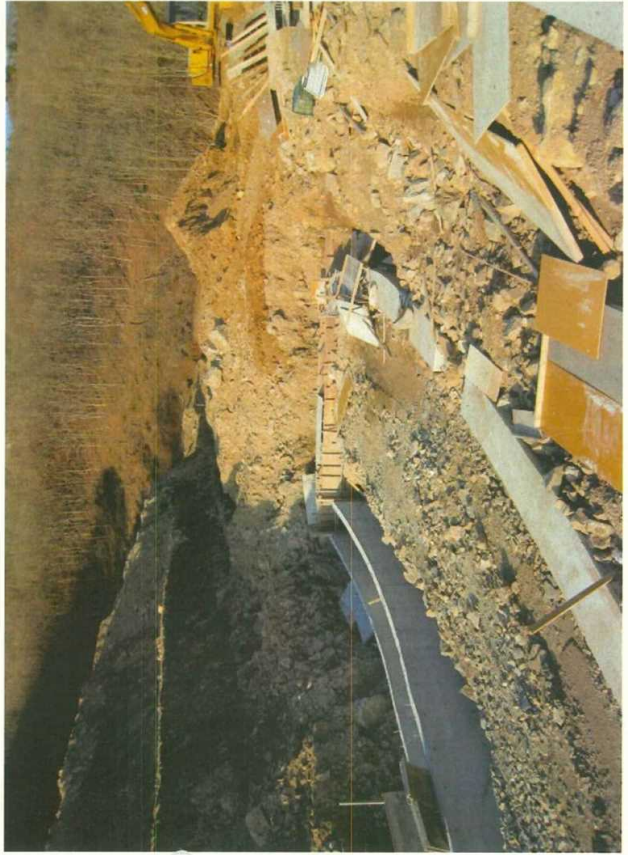
No. _____

余 白

④区域・D工区の防災工事完了届に添付されていた仮設沈砂池の写真
【 2008 (H20) 年10月15日 撮影 】 (D116)



沈下セ④

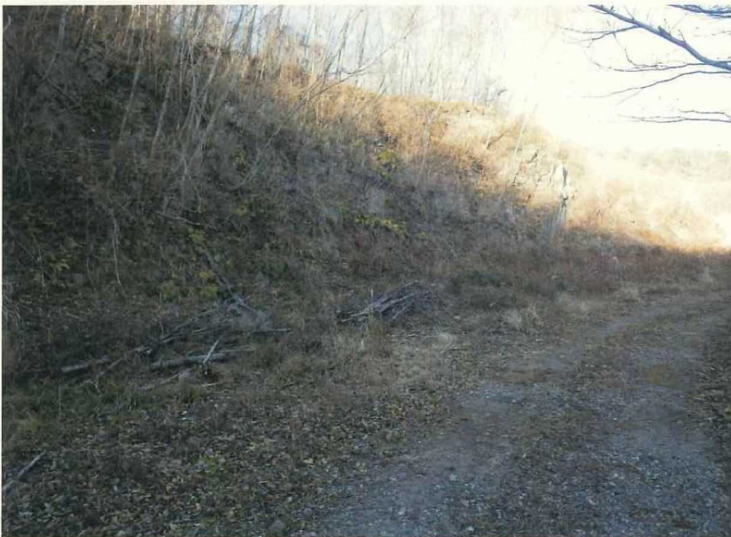


県東部農林が仮設沈砂池の施工状況を確認（容量を満たす規模の素掘りを確認）

④区域・D工区の仮設沈砂池の施工状況の確認時の写真
 【 2008 (H20) 年12月24日 撮影 】 (D124)



No. 1



No. 2



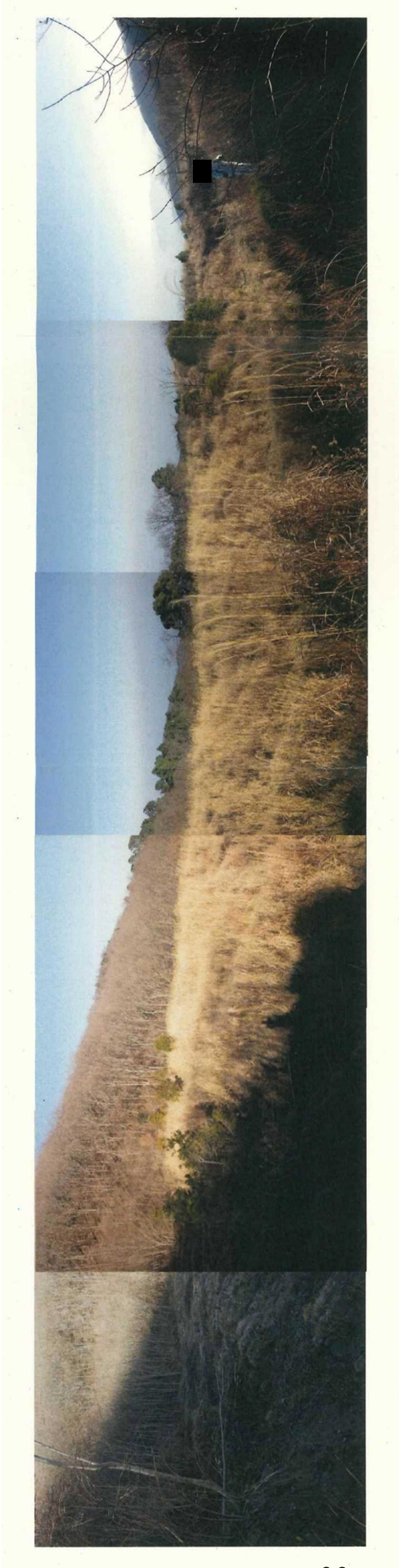
No. 3

P.1

D工区では自然緑化が進行

④区域・D工区の状況写真

【 2021 (R3) 年 1 月 21 日 撮影 】 (D236)



D工区では自然緑化が進行

④区域・D工区の状況写真
【 2021(R3)年1月21日撮影 】 (D236)



【県東部健福による監視パトロール時の状況（2011年5月16日）】



【上記監視パトロールの復命書に添付された前回パトロール時の写真（2011年5月9日）】

I社が所在不明（2011年3月に確認）となった後に④区域・D工区に土砂が搬入されていた。

④区域・D工区に搬入された土砂の写真
【2011(H23)年5月9日、16日 撮影】 (A175、D182)

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 27 日 (火) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2008(H20)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q I社の無許可開発について、是正工事が植栽のみであるが、原形復旧を求めなかった理由を教えてください

- ・ 2008 (H20) 年 4 月に逢初川源頭部の現地確認 (林地開発許可違反の箇所) した時に、(源頭部から) 少し遠方で開発行為が行われていたため、疑問を感じて (逢初川源頭部北側区域 (④区域)・D工区 (以下「④区域・D工区」と表記)) の現地を確認したものです。
- ・ (④区域・D工区は、) 私が見た感じでは、尾根を切り崩した土砂で宅地を造成しており、区域外から土砂を搬入した形跡はなく、ブロック積み擁壁等も施工され、工事はほぼ終盤だったと記憶しています。このような状況でしたので、原形復旧は非常に困難であると考えました。
- ・ 林地開発のQ&A等において、原形復旧が不可能・不合理な場合は、(是正工事の内容として) 植栽等の措置により、従前の森林の機能を復旧することも含むとの解釈がされています。そこで、(本件については) このような復旧を指導したということです。

Q 復旧工事の指導内容の検討に当たり、市が顛末書を提出したことや、事業者の「6月中に分譲地の購入者に引き渡す必要がある」との主張は影響しましたか

- ・（④区域・D工区の）現地確認後に市に状況を確認したところ、市が、（この工事区域内に）森林区域があるとの認識がないまま宅地造成の許可をしたため、大変申し訳ないということで、顛末書を提出することになったと思います。
- ・ただ、市からは、現状のまま工事が中止された場合、防災上の懸念があるとの意見があり、その点は我々も同じでした。これから梅雨を迎えるだけでなく、復旧が遅れば、台風シーズンにも重なるので、防災面の観点から速やかに復旧する必要があると考えました。
- ・したがって、市や事業者の意見の影響ではなく、防災面のリスクを少なくということを中心に考えて指導しました。

Q 土砂の流出懸念があったため、対策を急がせたのですか

- ・林地開発は、災害の懸念等の要件を審査、対応する許可制度なので、防災面を懸念して、緑化中心ではありましたが、早急に対応したと考えています。

Q 市所管の都市計画法の許可をとっていたが、森林法は無許可であったI社の開発に悪質性を感じていましたか

- ・事業者は、「都計法の許可を取っているんだ」、「市と県の連携不足だ」との行政批判を繰り返していたので、その点では我々も大変な思いをしました。
- ・そこで、市と県が連携して事業者と話を進めたほうがいいと考え、県東部農林が熱海市役所に行き、市と県東部農林と事業者の3者で話をするというスキームでやってきました。
- ・そうした対応をしていく中で、事業者は、徐々に法令を守り、いい宅地を造っていきたいという意識に変わってきたように感じます。そして、「復旧工事も行います」と、「復旧が完了した暁には（林地開発の）申請をして許可を取りたい」ということで、だんだん前向きになっていったと感じていました。

Q 事業者が県東部農林に来て声を荒げるなどの行為をしていましたか

- ・私が赴任する前のことは分からないが、現地に行った時には、「(都計法の許可は得ているのに) 行政の後出しだ」など、行政の指導等にかみつくような発言はあったと記憶しています。
- ・全くゼロということはなかったが、(事業者が) 大いに理解不足のところがあると感じていました。

Q 行政指導等にかみつくような感じは継続的ではなく最初のほうだけでしたか

- ・そうです。最初に我々が接触した時は、自分の意見を先にぶつけてきたため我々は、聞き役になって、相手の主張をまずは受けとめていました。
- ・そうした中で、常に顔の見える状態にしながら、互いの意見を聞きながら、いい道を考えていくという対応に切り替えていったことを覚えています。

Q 事業者が県にかみついてくるのは常識的な範囲内のものとの認識でしたか

- ・そうですね。私が赴任して最初に接触した時、私が「出向いてきた」と言うと、「出向いた」という言葉に反応し、被害を受けた側だとの立場での物言いをされた記憶があります。
- ・ただ、それも最初だけで、顔を合わせて、互いにいろいろな道を考えていこうと話合っていくうちに、次第にコミュニケーションができてきたのかな、と当時は考えていました。

Q 本来であれば、都計法の開発行為の許可申請を行う際に、開発行為を行う区域が5条森林にかかるかなど、調査すべきことをしていないと言えるのでは

- ・そのとおりで、本来であれば、開発行為者が開発予定地の立地状況や法令について確認すべきであると思います。
- ・また、初期の頃、本庁にも苦情があり、その時も本庁担当者から「本来は事業者が調べるべきことですよ」という指導はしていたと記憶しています。

Q 開発申請に当たり申請者が事前に調査することには納得しなかったですか

- ・納得していなかった感じはあったが、（こちらが）そこに固執すると話が前に進まないため、そういう面からも電話や、相手を事務所に呼びつけるのではなく、こちらから出向き、熱海市も交え、事業者、県東部農林が対面で話す機会を設けることで、多少なりともいい方向に進んだと記憶しています。

Q 事業者による林地開発許可違反（無許可）が分かったのは、市からの連絡でしたか、それともパトロールでしたか

- ・もともとは、逢初川（源頭部の林地開発許可違反）を確認した際に、遠方で重機が動いているのが見えたので、疑問を持ち確認したら、そこが森林区域にかかっている可能性があったので、市に確認を求めたという流れだったと記憶しています。

Q 森林の伐採がいきなり1 haを超えるわけがなく、伐採していく中で1 haを超える状況になると思うが、その場合、市から県への連絡体制はありましたか

- ・1 ha以下の開発行為が、1 haを超えて森林法違反になる可能性もあるので、以前から（市町に届出される）伐採届をベースに、（森林伐採後の）跡地の利用が森林以外のものについて、県と市町で情報を共有し、適切な開発が行われるよう指導する小規模林地開発制度というものがあるので、一般的にはこれにのっとして対応しています。

Q 今回の開発は1 haを超えていましたが、市から連絡はありませんでしたか

- ・そうです、1 haを超えていましたが、市から（県に）連絡はなく、我々が現地の工事状況を見て疑問を感じ、市に問い合わせしたという形になります。

Q 林地開発許可違反に係る復旧工事が完了した後、林地開発許可申請に係る審査はどのように行いましたか

- ・林地開発許可制度上、(その開発が)宅造法、都計法の許可を要する場合は、それらの基準を優先することになっています。
- ・今回の件については、本来的には事業者の問題(開発地が5条森林にかかるか確認する必要があった)ではあるが、市が5条森林であることを指導しなかったこともあり、本庁と対応を協議し、市の協力を得て、速やかに進めた方がよいのではないかとの話がありました。
- ・それを踏まえ、初期の段階で市と協議する中で、都計法、宅造法に関係する部分は基本的に市が中心で指導し、我々の所管は森林法なので、緑地を含めて一定の森林を確保しなければならないといったことを中心に、協力して指導するということを市と確認した上で、対応しました。

Q 林地開発許可の中で設置された仮設沈砂池は適切に設置されていましたか

- ・林地開発許可(制度)では、一般的に防災工事を先行して、その工事の完了確認を得て、本体工事に移ることが基本的な流れですが、(本件では、)防災工事の完了確認時に、沈砂池はあるが、容量が足りなかったと記憶しています。
- ・このことについては、直接の担当が複数回、現地も含めて指導し、最終的には大きめの容量の沈砂池が確保されたと記憶しています。

Q (D111の写真に写っている)沈砂池、水路は問題なしと言えますか

- ・あくまでも仮設の沈砂池、水路であり、工事の期間だけ機能すればよいものです。最終的には、宅地として売ることになると思いますので、あくまでも工事中の一時的なものだったと考えます。

Q 沈砂池というと、コンクリートを張って、砂が沈むように深くなど、もっとしっかりとした構造とのイメージですが、この沈砂池はただ穴を掘ってあるだけのように見えますが、それでよいのですか

- ・（仮設沈砂池は、）基本的に宅地造成が完了するまでの間の土砂流出の防止が目的で、お金をかけるよりは機能を果たせばいいという（一般的な）考え方で設置しているので、必ずしもおかしいという感じはしません。
- ・（写真にあるような）丸太の杭を活用しながら、コンパネで囲うのは安価であるが機能性はあると感じます。

Q（D111に写っている）沈砂池の位置はもう少し低いところにあるのが一般的と思うのですが、この位置で適正なのですか

- ・この写真に写っている沈砂池の位置の記憶は定かではないが、（この沈砂池の）先のほうに水が流れて行くとすると、この沈砂池から先は一定の傾斜で流れていくような構造にはできるんじゃないかと思います。
- ・（沈砂池の位置の）前後関係がはっきり分かりませんが、沈砂池はたぶん上段と下段にわかれ、正方形のような沈砂池が宅盤の上のほうとすると、細長い沈砂池が最下流部になると思います。

Q 沈砂池の設計図（D116）には、板柵の設置があるが、柵があると水が流れていくうちに砂が落ちていくということですか

- ・（沈砂池の形態としては）一般的ではないが、この事業者はそのように考えたということだと思います。

Q 沈砂池の写真（D116）には板柵がありません。設計図通りに設置されていないところに疑問を覚えるのですが

- ・一般的に沈砂池は、ここに（土砂等が）入ってくると、それが直接（下流に）流れないようにポケットを造って、重いもの（土砂等）は沈んで、水だけが流れるというのが理想形です。
- ・したがって、一般的には、ここ（ポケット）の容量が確保されていることが大事になります。また、維持管理上も溜まった土砂を浚渫することを考え、逆に板柵が邪魔になる可能性もあるので、そう考えたのか、設置していて取り外せるようにしたのか（もしれません）。
- ・機能性をどう考えたかなので、当時どのような指導をしたかというのは（分かりません）。

Q 事業者の経営状態が悪化しているとの情報が入り、事業者と連絡が取りづらくなっていったと思うが、どのように連絡をとっていましたか

- ・(2008 (H20) 年の) 夏にリーマンショックが起きたことで経済情勢が悪化し、それでいろいろなことがおかしくなってきたのは事実です。こうした中で、この事業者もスポンサーが資金を貸し剥がしするのではないかとの懸念を抱くようになり、工事がなかなか進まなくなってきたのもこの頃からでした。
- ・私が在籍していた2008年度においては、事業者は、都計と林地開発の許可も得ていたこともあり、また、あの場所は完成すればすぐ売れることは間違いないので、何とか工事を完成させたいとの意思を持っていたと思います。そのような状況で、事業者においては、資金をどのように捻出し、工事を進めていくかということが課題であったとは聞いていました。
- ・事業者との連絡については、市に電話がかかってくる、私にも直接電話がきたりしていました。私の記憶では、私が在籍していた2009 (H21) 年の2月、3月までは、月に1回ぐらいは連絡が取れていたと思うので、その時には、事業者の資金繰りが厳しいということは承知していましたが、連絡が全くとれないということにはなかったと思います。ただ、その先のことは、ちょっとよく分かりません。

Q 連絡は事業者からが多く、こちらから連絡することはあまりありませんでしたか。また、残していない電話記録はありますか

- ・事業者に用事があれば、当然、こちらから連絡しています。記録に残すほどでもない連絡（のやり取り）は、しょっちゅうやっていたと思います。実務レベル（担当者レベル）では、多分、私よりももっと電話する頻度は高かったと思います。

Q 事業が中断した場合、最低限実施しておくべき防災施設として、何を想定して指導していましたか

- ・現状、宅地であり、段があるにしてもほぼ平らなところで、やはり一番困るのは土砂が直接流出してしまうことですので、仮設沈砂池を計画しています。
- ・そういった面で、もし、資金繰りが難しくなって事業が中断したときに、沈砂池は余裕を持ったものが必要であると思っています。
- ・沈砂池があることで、そこで一旦水の流速が落ち、オーバーフローした水だけが流れることになるので、そこはやはり重視すべき点だと理解しています。本当は全て（の防災施設が）できればいいのですが、どれを取るかということやはり沈砂池になります。

Q 最低でも沈砂池の整備が必要ということですか

- ・ そうです。森林の機能としては、やはり土砂を捕捉し流出を防ぐことです。特に事業の中断ということを考えたときに、森林の機能を代替するものとする、沈砂池というのは非常に重要になります。

Q 事業者は大規模に無断伐採しているが、その伐採木は確認しますか

- ・ この事業者による開発行為に関して言えば、伐採木の一部は北側の奥にあったように記憶していますが、どこかに（伐採木が）集積されている状況ではなかったように覚えています。

Q 森林法については、木を生やすこと（森林の機能の維持）が主な業務なので、伐採木は指導できないのですか。伐採を確認した段階で関係者への伝達等できないのですか

- ・ 切った木は、本来であれば廃棄物として処分するか、もしくはチップや製材として有効活用を図るのが一般的だと思います。
- ・ 最近の林地開発許可について言えば、基本的には、伐採木はチップ材にしたり、バイオマスなどで有効活用してくださいと、指導していると思います。ただ、資源として活用できる部分と、できない部分があるので、その見極めはあると思います。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 27 日 (火) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2020 (R2) 年度～2022 (R4) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q ④区域・D工区の林地開発許可の地位を承継したC者が県の指導に従わず、許可内容以外の開発を行うおそれを感じていましたか

- ・私が県東部農林に赴任したのは、C者が令和元年度末に地位承継してすぐの段階だったと思います。
- ・その後しばらく話はなかったのですが、C者の委託を受けた方が（県東部農林に）図面等を持参し、「このようにやりたい」というような話を持ってきたので、無断で何かをやるとか、県の指導あるいは市の指導に従わずに（開発行為を）やるというよりも、むしろ、県等の承認を得てからやろうという意図があったと思います。

Q D工区の工事を勝手にやっしまおうということは感じられませんでしたか

- ・（現場に）重機等も入っていなかったなので、勝手に工事を始めてしまう感じは見受けられなかったです。

Q C者関係者の県東部農林職員に対する態度・接し方はどうでしたか

- ・我々が主に接触したのは、「コンサル的な役割をしていた者」と「C者と直接やり取りしている者」の2名でした。
- ・「C者と直接やり取りしている者」は、ちょっと強く出る感じの方で、言いたいことは言うのですが、許可も得ずに進めるという感じではなくて、こちらを納得させてからやろうとしていた感じでした。
- ・「コンサル的な役割をしていた者」は、「C者と直接やり取りしている者」の言いなりのような感じで、自ら主体的にどうこうという感じの方ではないように感じました。
- ・態度・接し方としては、少し強かったかもしれませんが、許容できる範囲で、恫喝といったものではありませんでした。

Q 「図面等を持参し、『このようにやりたい』というような話を持ってきた」とのことでしたが、その時には何を持ってきましたか

- ・主に平面図を持ってきて、そこには、確か太陽光の絵がちょっと入っていました。造成の跡地に太陽光をやりたいという話で、(平面図には)そのような感じの絵が入っていました。

Q ④区域・D工区は、林地開発許可を取得し開発を始めたものの、途中で事業が頓挫しそのまま放置されてしまった。この開発を手がけた事業者と連絡が取れなくなった際、県東部農林では、中止命令の発出を検討した経緯があるが、地位承継直後のC者に対して中止命令を出そうという話がありましたか

- ・端的に言うところはありませんでした。というのは、当時は、地位承継したばかりで、今後どうやっていくという話を主にしていたこと、まだ現場も動いていないこともあり、中止命令を出すといった議論は全くありませんでした。

Q ④区域・D工区について、過去に中止命令の発出を検討した経緯があることを聞いていたか覚えはありますか

- ・少なくとも中止命令を出す前には中止指導をすることになると思いますが、そのような議論があったことは聞いていなかったです。

Q ④区域・D工区については、沈砂池等も未完成のまま放置されてしまった。県東部農林では「この場所は危険な状態」とか「この場所は防災工事が必要なのに、ずっとやられていない」ということの引き継ぎはされていましたか

- ・ 文書等で正式な引継ぎがあったかどうかは覚えていません。多分なかったと思います。
- ・ この場所が、危険な箇所であるとの引継ぎは特にありませんでした。ただ、工事中の（土砂の流出等を防止するための一時的な）仮設沈砂池を造ったけれども、一部規格に合わないものだったため、修復の指導をしたものの、その修復ができないうちに、事業者がいなくなってしまう、それからもう10年ぐらい経過しているとの話は聞いたことがあります。
- ・ 現場がまだ動いているならまだしも、（放置から）10年が経過して、樹林化がかなり進んでおり、「かなり危険」とあるとか、「土砂が流出する」というような感じは全く見受けられなかったもので、危険性は全く認識していませんでした。

Q ④区域・D工区の現場は、もう普通の林になっていた感じですか

- ・ そうです。斜面は林になり、平場になっていたところは、最初の（林地開発許可）違反の指導をした時に植えたマツ等が少々生えていたほか、草がかなり生えていたため、裸地がむき出しになっている感じではありませんでした。樹林化は、完全にはしていませんが、草がかなり生えていて、土砂が流出するような要素は見受けられませんでした。

Q 現場が放置される前に造った沈砂池は完全に埋まっている状態でしたか

- ・ （仮設沈砂池は）2基造っていて、そのうち1基の跡地は確認しています。木枠で（沈砂池）を造ったのですが、その木が腐朽していて、本当にかろうじて見える（沈砂池と分かる）状態でした。その沈砂池の中にも木が生えたりして、半分消滅しかかっていました。
- ・ 2基目については、こちらの方がむしろ問題だったと聞いていたのですが、この沈砂池がどこにあるのかは、私は分からなかったです。もしかしたら、草の中に埋もれているのか、位置がよく分からなかったです。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 27 日 (火) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2008 (H20) 年度～2010 (H22) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q D工区の林地開発許可違反の是正指導において、原形復旧ではなく緑化(植栽)の工事を指導した理由は

- ・私の記憶では、現場は、切土がメインだったことから、原形復旧するには、そこに(土砂を)盛らなければいけないし、既に一部の構造物ができていて、造成も一部始まっており、それを全て撤去するのは現実的ではないと事務所で判断しました。
- ・森林法では、森林に復旧することが大事なので、植栽・緑化という方法が一番適切と判断したと記憶しています。

Q 復旧工事の指導内容の検討に当たり、市が県東部農林に顛末書を提出したことや事業者が分譲地を6月中に引き渡す必要があることが指導内容の検討に影響を与えましたか

- ・(現場が) 中途半端な状況であり、速やかに復旧を指導するという事で進めていたので、市や業者に忖度し、指導を甘くして早く進めたということはありません。

Q 事業者からの直接の圧力はありましたか

- ・うち(治山課)には、なかったと記憶しています。

Q 森林法に係る無許可開発を行ったI社に悪質性を感じていましたか

- ・非常に雑な業者だとは感じていました。ただ、文句はいいながらも、(かつ)、精度は低いながらも指導には応じてくれていたという印象ではありました。

Q 言うことは聞かない訳ではないが、やることがいい加減との印象でしたか

- ・(工事が) 図面どおりにはいかないけれど、それでも指導に応じようとはしてくれていたもので、私の中では、粗い、雑な業者だなぐらいの認識でした。

Q I社がA社と関係があることは認識していましたか

- ・全く無関係ではないという程度の認識でした。登記上は、両社を一体と見るのは難しかったです。

Q 登記上は全く別の会社であっても、両社には関係があると認識した理由は

- ・源頭部が崩落した後に、D工区の事業者の名前が出てきたりしたので、後から両社は関係があったのかと思ったという感じです。

Q 打合せにはA氏が同席していたことはありましたか

- ・D工区の打合せには同席していなかったと記憶しています。

Q 林地開発申請書に係る審査はどのように行っていましたか

- ・基本的には林地開発許可基準にのっとり審査していたと記憶しています。都計法で市が審査した部分を一応一通り確認して、そちらの方は市の審査で、(私は) 森林法の基準に則る部分を審査したと記憶しています。

Q 林地開発許可の審査をする上で、都計法が重複している時は、都計法の基準を使うことになっている。先ほどの「市が審査したものを確認した」というのはどういうことですか

- ・林地開発許可申請の審査では、「林地開発調書(開発計画の内容を記載するとともに、各審査項目に申請書の数字等を記載して、基準に適合しているか確認する)」を作成します。
- ・言い方が雑かもしれないが、(都計法に係る部分は、この調書を) 埋められる資料があるかを確認し、内容も細かく電卓をたたくという訳ではなく、必要な書類があるかを確認しました。

Q 林地開発調書の下流の放流先の欄で、「30年確率雨量で適用できるため、下流河川改修、調整池は必要ない」としている。開発地から放流先まで距離があるが、そのチェックはしないのですか

- ・その記憶ははっきりしないが、この時は、市が都計法（の許可申請）の審査をした時のものを準用していたと思います。

Q（市の審査結果を準用するだけで）県東部農林として、その内容はチェックしないのですか

- ・都市計画法で許可している部分はそれを使っています。

Q 「放流先の鳴沢川の川幅が広いので、調整池は要らない」というのは間違いではないが、D工区から鳴沢川まで排水を導く排水路の断面の容量を確認しなければならぬのではないですか

- ・市が（都計法で）確認した部分を、改めて県東部農林が確認したのか、市が確認して（都計法の）許可を出しているから、県東部農林としては大丈夫と思ったのか、その記憶ははっきりしません。

Q 林地開発許可を出した後、仮設沈砂池は適正に設置されていましたか

- ・8月に、（事業者が、沈砂池が）できたと言うので確認に行ったら、容量等を満たしていなかったため、もう1回やり直しを指示しました。
- ・しかし、事業者の（経営状態が）厳しくなってなかなかやってくれなくなり、（開発そのものが）中止になる可能性もでてきて、このままでは防災施設が何もない状態になるため、取りあえず応急的な形で、最低限の容量を満たすものとして造った沈砂池を、（その年の）暮れに確認しに行きました。
- ・事業者の動きがだんだん悪くなり、連絡も取りづらくなってきたため、このままでは良くないと考え、当初計画した設置場所とは違うが、切土の下くらいで土が出てきそうなところに、容量を満たす仮設沈砂池を造らせました。

Q（防災施設（沈砂池）の設置箇所等が）当初の申請から変わっているが、許可申請を改めてやり直させるということにはならないのですか

- ・本来であれば、防災施設が変われば変更許可が必要になるが、事業者の経営が傾き、本当に（経営が）危なかったため、応急処置的に仮沈砂池を造らせたと記憶しています。

Q 県東部農林が事業者に対し、ここに沈砂池を設置するよう指導したのですか

- ・ そうだと思います。

Q 沈砂池を2箇所設置するよう指導したのも県東部農林ですか

- ・ (基数の指導ではなく、) 容量を満たすものを造るよう指導したところ、(現地に) 行ったら二つ造られていました。

Q D工区に土砂が搬入された際、復命書には、D工区の地盤高を計画高まで上げるためであれば、目的外工事とは言えないと記載されているものの、その後、地盤高を確認した記録はないが、何か覚えていますか

- ・ 一度(事業者から)土砂入れたいとの話があって、そのちょっと前くらいから(事業者の経営状態が)怪しくなっていて、私が確認している範囲だと、実際には土砂を入れてなかったと思います。
- ・ (事業者から、)造成が粗かったなので、地盤が低くて、土砂を入れたいという相談はありましたが、土砂を全く入れなかったのか、少しは土砂を入れたけど最終形までいかなかったのかは、事業者から報告が無かったので(分かりません)。段階での確認や、最終確認もしていません。

Q 事業者の経営が悪化してから連絡が取りづらくなっているが、その時の事業者への連絡はどのように行っていましたか

- ・ 記憶が定かではないが、全く連絡が取れないことはなかったです。定期的に電話してつながる時もあり、電話に出なくても、事業者が熱海市役所に来ることはあったので、その時は、県東部農林にも声をかけてと(市に)頼んでいました。

Q 事業者から県東部農林に連絡がくることもありましたか

- ・ 事業者から(県東部農林に)連絡がくることはほとんどなく、こちらから連絡する方が多かったです。

Q 記録に残っている以外で、事業者に連絡したことはありますか

- ・記録に残っている以外にも事業者には電話はかけていたが、電話がつながって、やり取りのあったものしか記録として残していません。

Q 事業が中断した場合、最低限実施しておくべき防災施設として何を想定して指導していましたか

- ・(結果的に)位置が適当だったかは分かりませんが、最低限、仮設の沈砂池は設置するよう指導していました。

Q 2011年3月に事業者に指導文書を出しているが、記憶にありますか。また、文書を発出した意図は何ですか

- ・指導文書を発出した記憶はあります。それまでは口頭で指導をしていましたが、県東部農林や県森林計画課には、いよいよ次のステップ(中止命令)に移らなければいけないという考えがありました。
- ・そのためには、きちんと段階を踏む必要があり、指導文書を出して指導に従わなければ、次のステップ(中止命令)に進むつもりだったと記憶しています。

Q (指導文書の発出時期が)年度替わりの時期で、あなたは指導文書を発出して異動したという感じですか。また、(公文書には)文書指導に従わない場合又は文書が到達しない場合は、中止命令を行う予定となっていますが、文書が到達しなかったものの、実際には中止命令を行っていません。後任に引き継いだのですか

- ・はい。

Q 結局、中止命令は行われませんでした。後任から理由を聞きましたか

- ・聞いていません。

Q 事業者とだんだん連絡が取れなくなってきていたが、一連の事務を進めるに当たって関係部局との情報共有や連携はどのように行われていましたか

- ・個人はもちろん県東部農林単独での判断ではなく、懸案の案件については、本課にも方針を確認していました。また、動くときには、基本的に熱海市の担当部局とも一緒でしたし、県の進め方も市と共有していました。

Q 事業者から市にアポイントがあった場合、市からその情報をもらうような、そのような市との連携は頻繁に行われていましたか

- ・はい。（事業者が指定した日に）市の都合が悪くても、県東部農林が行くと、市の担当者には伝えていました。

Q 林地開発許可申請の審査に当たり、I社には必要な資力・信用はありましたか

- ・林地開発の許可をするに足る資金力等はありません。

Q 資金力があるから許可を出したのですか

- ・資金力というか審査基準に合致していたからです。

Q 例えば、このくらいの規模だとこのくらいの資金力がないと駄目だとかそのような基準はないのですか

- ・なかったと思います。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 27 日 (火) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2011 (H23) 年度～2014 (H26) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q D工区を開発しているI社に発出した沈砂池の設置等の是正措置に係る指導文書が返戻された後、この事業者への連絡方法を探しましたか

- ・探してはいませんでした。(というのは、)むしろ熱海市の方が事業者とのパイプを持っていたので、市に対して「事業者と連絡が取れているか」、「事業者に動きがあるか」ということを確認していました。

Q 県東部農林から熱海市に事業者の状況を確認した際には、市は何と言っていましたか。市からI社より連絡があったという話がありましたか

- ・いえ、(市からは) I社から直接(連絡があったとは聞いて)はなかったと思います。

Q ということは、市もI社とは連絡が取れなくなったということですか

- ・市もI社とは連絡が取れていなかったと思います。

Q 県東部農林としては、熱海市を通じて事業者の連絡を試みたということですか

- ・当時の感覚としては、開発行為の林地開発許可を受けたI社がいなくなっただけで、そういう(中断している)開発行為はいくつもあるので、本件もそういう事例と同じものだと思っていました。
- ・さらに、文書を郵送しても「あて所に訪ねあたらない」ということで返戻され、また、電話も通じないことから、「状況を見守る」という対応に移行していたという認識でいます。

Q 3月末に送付した指導文書に関する記録には、指導に従わない又は文書が到達しない場合には、中止命令を行う予定となっているものの、その後中止命令は発出されていません。前任者からは是正措置に係る指導文書が返戻されたら中止命令を発出するなどの引き継ぎは受けていましたか

- ・そこは（指導文書が返戻等されたら中止命令等を発出するということは）認識していましたが、まず、文書指導を配達証明郵便で行ったのは、「事業者がもう存在しない」、「連絡がとれない」という証拠を残したかったためです。また、その少し前（指導文書発出する少し前）に、(④区域・D工区の土地の)所有権が現土地所有者に移ったということもあり、実質、I社は、(D工区を開発)できないため、様子見の部分もありました。
- ・ですから、現土地所有者に何か動く（開発を再開する）気配があれば、何らかの対応をしなければならないという認識はありましたが、土地の所有権が移転してからは動きがほとんどなかったため、当時は、中止命令をする必要性は考えていませんでした。

Q 定期的に現場（D工区）に行き、状況を確認していましたか

- ・記録が残っていると思いますが、平成24年4月に現場に行き、その後は、市と情報交換している中で、動きがないことを確認していたので、特段、現場には行っていません。市との情報交換で済ませていました。
- ・要は、ここを特別視していたわけではなく、他の開発事案（中断している事案）と同じレベルであると認識していたからです。

Q 廃棄物関係の公文書には、D工区に新たに土が持ち込まれるなど新たな動きがあったことが窺えます。仮に現地を見に行き、その時に土を搬入している者等がいれば、その人を捕まえてI社の居所等を捕捉できた可能性もあったのではないかと思いますかどうですか

- ・正直、廃棄物の公文書（の存在）については、本日、初めて知りました。ですから、少なくとも平成23年に私が県東部農林に配属されて以降、初めて（D工区に）土が搬入されたという事実を知りました。

Q 県東部健福からの情報共有があまりされていなかったということですか

- ・そうです。あれ（D工区に新たに土が搬入されたこと）を知らなかったため、動きがないものとして静観、様子見をしていたということになります。

Q あなたが現場（D工区）に行ったのは記録にあるもの程度ですか

- ・そうです。その他にも行ったことがあるかと言われると、記録もなく、記憶も定かではありません。

Q あなたが担当したD工区について、後任者への引き継ぎの際、引継書にD工区の件を記載した覚えがありますか

- ・引継書には、（D工区の関係は）記載していないと思います。ただ、一連のA社の行為、I社の行為については、記録として1、2冊にまとめ重要書類として保管していたので、そのことは後任者に伝えました。「こういう経緯があるので同じことがあるかもしれないから、注意して欲しい」ということは伝えただけです。

Q D工区の関係で、他部局との情報共有や連携はどのようにやっていましたか

- ・D工区については、関係するのは熱海市だけだったので、（今回の土石流災害で）崩れた盛土等とあわせて、雨が降った後の状況確認や、別件で市に連絡がある時に、（D工区の状況は）どうですかという話をして、目立った動きがないことは確認していました。以上のような情報交換程度で、廃棄物等（県東部健福等との情報共有等）は一切ありませんでした。

Q D工区について、県東部農林と県熱海土木との間でやり取りはなかったですか

- ・（都計法の）開発（行為）に関する（許可等の）権限を市に移譲したため、（当時）県熱海土木には、D工区の開発に関する（開発行為に関与できる）権限がなく、県熱海土木との直接のやり取りはありませんでした。
- ・県熱海土木とやり取りする必要があるのか、ないのか、と問われれば、当時の感覚としては、やはり許認可権限を持っているもの同士（熱海市と県東部農林）でやり取りをして「どうしようか」（対応を検討する）という感じでしたので、県熱海土木とは連絡をとっていませんでした。
- ・（D工区については）都市計画法と森林法が絡んでいて、風致条例等も絡んでいたかもしれませんが、メインとなるのはこの二つの法律だったので、その中（森林法を所管する県東部農林と都市計画法を所管する熱海市）で動いていました。

Q あなたが前任者から引き継いでから、D工区には動きはなかったですか

- ・しばらくは、現土地所有者もおとなしく、目立った動きはありませんでした。私が（県東部農林から）異動した後、後任者から「またあそこで（D工区）でいろいろあったよ」という話は、少し聞いたりしました。

Q あなたが県東部農林に在籍していた平成23年度から平成26年度までの間に現土地所有者は、特に何も言ってこなかったですか

- ・（現土地所有者とは）何も接点がありませんでした。（私は、）D工区には、県森林計画課と県東部農林で携わってきましたが、県東部農林に在籍していた間は、D工区の関係者との接点がなく、現土地所有者や前土地所有者に会ったこともありませんでした。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 27 日 (火) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2019(R1)年度～2021(R3)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q D工区については、2019(R1)年度には、事業者（D工区の林地開発許可を受けた事業者）とのやり取りはあまりなかったですか

- ・(やり取りが) ない状態でした。

Q 2019年度は、事業者に動きがない状態であったが、県東部農林からは事業者に連絡を試みましたか

- ・県東部農林からは、特に連絡をしていなかったと思います。
- ・(D工区については、県の林地開発と) 熱海市の都計法の、両方の許可を受けている案件との認識はありました。
- ・電話記録 (D211) にあるように、熱海市から、都計法の地位承継 (当初に都計法の許可を受けた者から現土地所有者へ) の話が出てきたと連絡がありました。
- ・これを受けて、この案件 (D工区に係る林地開発許可) についても、しっかり対応しなければいけないということで、当時の部下と状況を整理し、その後、業者抜きで現地調査 (D215) を行いました。

Q D工区の現地に行ったのは、その時が初めてですか

- ・この時に初めて現地に行きました。

Q 現地調査後、定期的に現地へ行っていましたか

- ・（他の業務で忙しく）定期的に行ける余裕はありませんでした。2019（R1）年度に現地に行ったのは、多分10月30日だけだったかもしれません。
- ・令和2年度以降で、（2021（R3）年）7月3日の（土石流災害の）前に（現地に）行ったのは、令和3年1月21日で、当時の班長と技師が現地に行ってくれています。

Q 土石流災害の前にD工区の現地を確認しているのは、公文書に残っているものぐらいという感じでしたか

- ・あまり記憶に残っていません。

Q 県東部農林であなたから後任への引き継ぎを行う際、この案件・箇所について引継書に記載していましたか

- ・いわゆる問題案件、懸案事項として、（県東部農林で私が班長から課長になる際に）次の班長に引き継ぎ、また、私が県東部農林から県中部農林に異動する際にも、後任の課長への引き継ぎにも入れたと思います。

Q あなたの県東部農林在籍時、D工区について関係部局との情報共有や連携はどのように行っていましたか

- ・2019（R1）年度に、熱海市のまちづくり課から連絡をもらい、そこと連携を取りながら、市が所管する都市計画法ではどう対処するのか、それと照らして森林法ではどう対応していくかということを検討していました。
- ・（森林法、都市計画法は）共に開発に関する法律なので、類似する共通な部分があるものの、法令で定められている様式など、手続の類いは別物のため、（その別物の部分については）よく分からないながらも、市まちづくり課とは連携しながら進めていったという状況です。

Q 当時、情報共有していたのは市のまちづくり課ぐらいですか

- ・そうでした。（D工区については、）林地開発許可案件でしたので、今考えれば、市の森林担当とも連携する必要があったと思いますが、当時はそこまで（考える）余裕がなかった感じでした。

Q C者が地位承継して事業を再開する時期（2020年1月頃）、C者が県の指導に従わず、許可内容以外の開発を行う可能性があると感じましたか。また、C者側の対応が高圧的、かつ開発を勝手に進める雰囲気はありましたか

- ・具体的に彼らと初めて打ち合わせをしたのは、令和元年11月6日（公文書（D217））で、C者のコンサルに当たる人たちと話をすることになりました。
- ・このコンサルのうち二人は、最初は、C者は太陽光パネルの計画を持っていると、穏やかな口調で話をしていましたが、I社との地位承継の関係で、I社の元代表がなかなか捕まらない（連絡がつかない）との話になった際は、高圧的な空気を感じた記憶があります。
- ・他に、書類の作成・提出をする方が一人いましたが、ぐずぐずは言いますが、高圧的とか、そういう感じは全くしませんでした。書類の作成をさせるには、非常に手間がかかりそうな感じはしましたが。
- ・この（打ち合せの）時にも、熱海市に同席していただき、市が（最初にお話した）二人のコンサルに対して、かなり厳しい態度で臨んでくれたため、二人とも渋々従うというか、ぐずぐず言ったり、威圧的な態度は取るけれども、許可以外の開発行為を行うことはないのかなと（感じました）。
- ・（初めての打ち合せの際には、）手続きが面倒くさいとぐずぐず言うけれども、ひとまず宅地造成の計画は承継して、C者は、そこに宅地ではなくて太陽光パネルを設置して、エコな電力を求めるような、そんな話だったと思います。その計画のためには渋々でもやるような、そんな感じはしました。

Q C者に地位が承継されてから、中止命令の発出を検討したことがあるか

- ・県東部農林に残っていた公文書からは、（D工区については、）防災工事が完了していた訳ではないが、しっかりとしたものでないものの、下流側に沈砂池もあり、結局、中止命令等をしていなかったもので、当時の自分達としては、今までの取り扱いを急に覆すのも変だと思っていました。
- ・このため、（D工区における事業の）再開に当たっては、（当初の開発事業者である）I社ができていなかった、防災対策的なことを先にちゃんと片付けてからでないと、太陽光の開発を認めない流れにしていこうと考えていたため、この時点で中止命令というのは考えていませんでした。

Q 先ほどの話を総合すると書類作成は面倒であると言うものの、県側と相談した上で事業を進めようという意識は見えていたし、特に現場も動いていないため中止命令までは考えていなかったということか

- ・そういうことです。再開に当たってはしっかりやるようにということです。

Q 結局、C者から太陽光発電施設をやるという申請が上がってきたのはいつでしたか

- ・(C者からは、) もともとは宅地造成という開発目的で林地開発許可を取っていたのですが、その地位承継をした上で、太陽光発電所の設置という目的に変更したいという相談がありました。
- ・その時には、(林地開発の目的を変更する場合には、) 変更許可になるからという、ことを伝えた記憶はありますが、申請前の事前相談でした。

Q 結局、C者からは林地開発の変更許可申請の提出はないままですか

- ・市の都計法の許可において、道路の関係で、森林の部分の計画を変更しなければならず、その手続き(を行う必要)があったため、そのまま(林地開発の目的の)変更を許可するという話にはなりませんでした。
- ・(都計法のことを)一旦終わらせた後、(林地開発の)許可申請を提出するようという流れだったはずですが。
- ・起案文(公文書(D228))の、起案理由のその他の6番のところに、「承継後、区域縮小して完了予定」と書いてあります。この林地開発許可を変更して太陽光発電にするわけではなく、宅地造成(として受けた許可)を一回終わらせて、その後、太陽光発電で(改めて)林地開発許可申請を出してくださいという流れに、この11月から3月までの間に、彼らから、いろいろな事情ややりたいことを聞き取った上で、そのような形にしたと思います。

Q 都市計画法の関係は、所管する市とも連携していましたか

- ・そうですね。この時は、都市計画法の方がまだ終われない(状況でした)。D工区の奥の方は森林化していましたが、その手前の既に造成が終わっているところを住宅地として使うには、都市計画法の基準では、行き止まりではなく、回転できるような道路を森林エリアの中に造らなければならない、その変更をしなければいけない、という理由だった記憶があります。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 29 日 (金) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2016 (H28) 年度～2018 (H30) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q ④区域・D工区について、林地開発許可違反があり、その是正後、再度、林地開発許可を取り工事をしていたが、I社の経営悪化により、そのまま放置されている状態ですが、2016 (H29) 年度にあなたが県東部農林に赴任された際、こうした経緯があるD工区の場所を認識されていましたか

- ・熱海の土石流の場所(逢初川源頭部)の斜め上に、昔、I社が工事した場所があり、工事が止まっているという情報はありました。ただ、C工区、D工区と言われても、どこがどこかは分かりません。

Q 林地開発許可した工事が止まっている場所がある程度の認識ですか

- ・(事業者からの)返しがなくなって、止まっている案件があるという認識でした。

Q 工事が止まっているけれど、事業者と接触しようとか何かを試みましたか

- ・ありませんでした。

Q 事業計画があること自体、認識していなかったということですか

- ・林地開発許可は取っているものの、工事が途中で止まっているという認識でした。

Q ④区域・D工区の現場に行ったことはありますか

- ・行ったことはありません

Q ④区域・D工区の案件を前任者から引き継いだ、あるいは、あなたが後任者に引き継いだという記憶はありますか

- ・覚えていません。この件（④区域・D工区）について、しっかりとあれこれ書いて引き継いだ記憶はありません。

Q 工事が止まっている箇所があると何となく聞いたぐらいで、前任者から引継ぎとして「実はこういう箇所がある」との話があった訳ではないですか

- ・ちょっとその辺りは覚えていません。

Q あなたが県東部農林に在籍されていた当時、D工区に関して県の他部局や市から情報があったり、また、県東部健福から廃棄物関係でD工区の情報があったりなど、そういったやり取りがあった記憶はありますか

- ・熱海市とは別件で連絡を取り合っていたため、「そういうところ（D工区）もあるね」という程度の認識だった。

Q 例えば①区域など、D工区以外の逢初川周辺の区域に関することについて、市や県東部健福から何か聞いたことはありますか

- ・当時は、①区域も止まっている状態だったため、昔、こういうことがあったという話だけでした。

Q 一般論として、林地開発許可を出したものの、工事が止まっていることはよくあるのですか。また、そうした案件については、そのまま放置してよいのですか

- ・（林地開発許可を出したものの、工事が止まっている案件については）本来は、（年1回）定期査察をしなければならないことになっているが、（この現場については）危険性があるという話もなかったので、（他の現場を優先して）少し後回しにしていたというのが正直なところです。

Q 県東部農林として、林地開発許可案件として何があり、それぞれの案件がどのような状態なのかのリスト等を作成し、そのリスト等により各案件を常に監視していなかったのですか

- ・（林地開発許可案件についての）リスト（20～30件程度）は作成しており、その中で、（工事が）動いている案件については（現場を）見たりしていたが、当時は問題案件が多数あったため、どうしてもそちらに集中せざるを得ない状況でした。

Q 県東部農林の中で、懸案事項や問題を抱えている案件について、幹部同士で議論する機会等はなかったですか

- ・（そういう機会は）引き継ぎの時に、（幹部が）、林地開発担当が作成した林地開発許可案件のリストを一緒に見ながら、引き継ぎを聞いているという感じです。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (森林法関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 29 日 (金) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県東部農林事務所 治山課職員 (2015 (H27) 年度～2017 (H29) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 経済産業部森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q 県東部農林に在籍されていた時、あなたは④区域・D工区をどのように認識していましたか

- ・ D工区については、私が（県東部農林に）在籍していた時には、ここが問題箇所であるという認識は全くありませんでした。理由はいくつかあるのですが、一番大きな理由は、(前任者から私に対し) ここが問題箇所であるという引き継ぎがなかったことです。
- ・ 私の県東部農林在籍時には、林地開発許可案件が 30 箇所程度あり、その中で動いている（工事している）案件は 10 件程度で、残りは林地開発の休止届が提出されて休止しているか、あるいは事実上中断している箇所でした。
- ・ なので、当時、我々の中では、その一つ一つについて、どこが問題箇所、どこが何とかしなければいけない箇所なのか等についての認識はなかったため、D工区も（工事が）止まっている許可案件のうちの一つという認識でした。
- ・ 平成 30 年度に、②区域や③区域の事案（無断伐採）が生じた時に、過去の資料を確認しましたが、D工区については、結局どういう状況なのかよく分かりませんでした。（D工区については、）何か違反があって是正されたということまでは把握できましたが、その後（の対応）は（把握できなかったものの、とりあえず）終わっているのだなというのが、当時の認識です
- ・ また、平成 29 年度に、何かのついでにこの辺（逢初川源頭部周辺）に行った時に、D工区の方まで入ってみましたが、森林化していたため、問題のある箇所という認識は全くありませんでした。

Q 事業者の I 社に何か連絡してみようという動きはなかったですか

- ・そもそも連絡しなくてはいけないという認識がありませんでした。定期査察を行うルールはあったと思いますが、事業者がいなくなっていたことを把握していましたが、(工事も) 中断状態でしたので、特に(事業者に) アプローチしようという意識はありませんでした。

Q 定期査察について認識はあったものの、毎年は実施していないということですか

- ・当時(県東部農林における林地開発許可案件が) 30 件程度あったので、定期査察のルールに則れば、毎年、年 1 回、この 30 箇所を回らなければいけないと思いますが、実際には、事業が中断していたり、放棄されたような箇所については、当時、(定期査察には) 行っていませんでした。
- ・これについては、私の認識不足だと言われればそこまでかもしれませんが、当時、県東部農林の林地開発担当は私一人しかいませんでした。定期査察については、事業者や市町村職員の同行も求めていることもあり、止まっている箇所について、事業者を追跡して指導するというところまではやりきれない面がありました。また、そもそも事業が止まっている(危険性がないと思われる) 箇所まで定期査察しなければいけないという意識もありませんでした。

Q あなたが前任者から引き継ぎを受けた際、また、あなたが後任者に引き継ぎを行った際に、引継書に D 工区のことを記載されていた(記載していた) か覚えていますか

- ・(私の前任者からの) 引き継ぎの際には、問題箇所の一覧表のようなものはなく、どこが動いている(箇所な) のかということも全く(説明を) 受けていません。
- ・私が後任へ引き継ぐ際には、問題箇所や林地開発許可申請のやり取りしている箇所など、動きのある箇所についてのリストは作成しましたが、この箇所(D 工区) については、私の中で(動きがあるとの) 認識がなかったため、このリストには入れていませんでした。

Q あなたが在籍していた頃、この件(D 工区) について、県庁内の他部局や市との連携、廃棄物に係る健康福祉センターとのやり取りなどで、何か記憶していることはありますか

- ・D 工区についてはありません。我々がやり取りするのは、市の観光課か農林課ですが、多分、市の農林課も D 工区が問題箇所であるとの認識は、あまりなかったのではないかと思います。

Q 現場が止まっても、何か問題があれば対応するということか。D工区については、問題がないだろうという認識ですか

・はい。

Q あなたが過去の公文書を確認しても、D工区については終わっているのか、終わっていないのか、分からなかったですか

・何か違反があり、それに対して何らかの対処をしたということは分かりました。林地開発許可されていたことを認識していたかは、今は覚えていませんが、その先で何かしなくてはいけない事態があることは、あまり把握していませんでした。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (D工区・ブロック積擁壁の倒壊等)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年12月 7日 (木) 県庁東館会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 東部農林事務所・治山課職員 (2008 (H20) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 盛土対策課長 望月 満 森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q 令和5年5月13日に新聞報道された、崩壊した擁壁や高さ10mを超える盛土が残されたままであること、また、近くの道路に土砂が流出したことについて、当時の対応や現地の状況はどうだったのですか

- ・2008 (H20) 年4月に森林法違反を発見した際には、外周のコンクリートブロック積擁壁は既に完成していたと認識しています。
- ・上司と担当が、同年5月30日に、森林法違反に係る復旧の完了確認に行っていますが、特段、問題はなかったと聞いています。
- ・都計法の許可を受けて施工済みの構造物があったことを踏まえ、都計法や防災に関するところは市が対応し、森林や緑化に関するところは県東部農林が対応するというのを、予め決めて対応していました。
- ・重要な事は必ず復命していましたので、新聞記事に写っている擁壁は、森林区域外だったこともあり、森林法上は大きな課題ではないと考えたのかもしれませんが。また、市からも、特段、対応を求められていません。
- ・新聞記事に写っているD工区南側の擁壁は、地山を切り崩して設置したもので、盛土は部分的であったと認識しています。
- ・土砂流出については、私はD工区の区域外には行っていないので、土砂流出の事実があったかは見ていません。

Q 2008年12月5日の復命書に、ブロック積擁壁が一部壊れていると思われる写真があります。一方、事業者が、同年10月15日に提出した防災工事完了届の写真では、ブロック積擁壁が壊れていない。これについて記憶に残っていることはありますか

- ・林地開発の許可後に、何か新しい事象により擁壁が壊れたとは聞いていませんので、10月15日の時点で壊れた状態だったのではないかと思います。
- ・倒壊したとされるブロック積擁壁の部分は、都計法の区域です。また、ブロック積擁壁は、都計法の許可を受けて一度完成しており、市が完了確認をしたかは分かりませんが、森林法の確認の対象としていなかったことから、防災工事完了届のブロック積の写真は、ここまで施工したという参考に付いているだけだと思います。

Q 2008年5月30日の市の公文書によると、七尾町内会から市に対し、土砂流出への対応についてお願い書が提出されている。これについて記憶していることはありますか

- ・七尾町内会のお願い書と土砂流出の写真は、今回、初めてみました。
- ・I社への対応について、県と市で役割分担をしていく中で、市が主体的に地元対応をしていたのではないのでしょうか。

Q 林地開発許可の審査において、排水の放流先のチェックはしていましたか

- ・既に都計法の許可を受けていましたので、排水計画は、都計法で許可を受けた内容と整合を図るように指導していました。
- ・放流先については、市道に接続して鳴沢川に流入するので問題ないと、市から確認を得ていました。
- ・都計法の許可を受けており、また、河川管理者である市が問題ないとしているものに対し、我々としては大きな問題があるとは認識していません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (D工区・ブロック積擁壁の倒壊等)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年12月 7日 (木) 県庁東館会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 東部農林事務所 治山課職員 (2008 (H20) 年度～2010 (H22) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 盛土対策課長 望月 満 森林保全課長 大川井 敏文

3 聴き取り内容

Q 2023 (R5) 年5月13日に新聞報道された、崩壊した擁壁や高さ10mを超える盛土が残されたままであること、また、近くの道路に土砂が流出したことについて、当時の対応や現地の状況はどうだったのか

- ・高さ10mを超える盛土については、記憶はありません。
- ・土砂流出については、当時の記憶か後付けなのか定かではありませんが、道の方に泥水が出たという話を、市から口頭で聞いたような記憶があります。
- ・土砂が流出したという事実だけで、市から県にどうして欲しいという話は無かったと記憶しています。

Q 2008 (H20) 年12月5日の復命書に、ブロック積擁壁が一部壊れていると思われる写真があります。一方、事業者が、同年10月15日に提出した防災工事完了届の写真では、ブロック積擁壁が壊れていない。これについて記憶に残っていることはありますか

- ・ブロック積擁壁が倒壊したという記憶はありません。

Q 2008年5月30日の市の公文書によると、七尾町内会から市に対し、土砂流出への対応のお願い書が提出されているが、これについて記憶していることはありますか

- ・文書の存在を聞いた記憶はありません。この時か、もっと後の時かは分かりませんが、泥水が道路に出たという話を、市から聞いたような記憶があります。

Q D工区は鳴沢川を埋めてしまったと思われる。パトロールに行った際に、鳴沢川に大きな石が点在していたり、流れた形成はなかったですか

- ・そのようなことを見た記憶はありません。

森林法（抄）

（昭和二十六年六月二十六日 法律第二百四十九号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 森林計画等

第四条～第四条の二（略）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと思はれる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
 - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 四 造林面積その他造林に関する事項
 - 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 四の三 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
 - 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

第六条～第八条(略)

(開発行為の許可)

- 第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第十条の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

第十条の五～第十条の七 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十条の十一の四第一項(第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定(第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。)に基づいて伐採をする場合
- 四 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
- 五 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
- 六 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 七 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 九 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場

合

十一 除伐する場合

十二 その他農林水産省令で定める場合

2 前項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(中略)

第五章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(中略)

第八章 罰則

第九十七條～第二百五條 (略)

第二百六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者

二 第十条の三の規定による命令に違反した者

三～四 (略)

(以下略)

